

第5章

社会保険

CONTENTS

- 1 社会保険制度の概要
- 2 公的医療保険制度の種類
- ★★★ 3 健康保険制度（健保）
- ★ 4 国民健康保険（国保）
- ★★★ 5 後期高齢者医療制度
- ★★★ 6 公的介護保険制度
- ★★★ 7 労災保険制度
- ★★★ 8 雇用保険制度

■この章のポイント

社会保険の全体像を把握し、まず、公的医療保険の体系を抑える。健康保険は、学習上、公的医療保険の中で最も重要であるため基本をしっかり把握し、国民健康保険や後期高齢者医療制度、そして公的介護保険の学習にもつなげていきたい。

その後、労働者のための労働保険である労災保険と雇用保険の概要をおさえる。

1 社会保険制度の概要

社会保険制度の体系を理解する

Theme

1 社会保障の定義

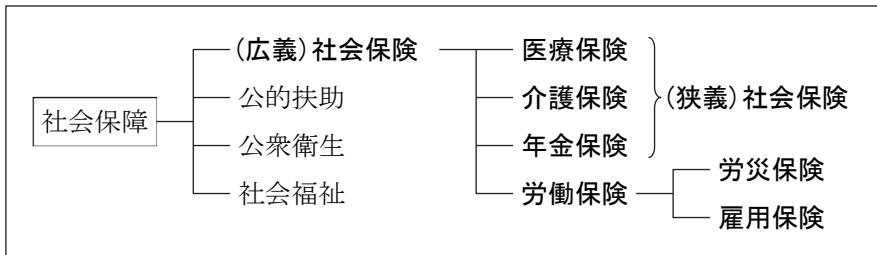
社会保障とは、憲法第25条に規定する国民の生存権（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）を保障し、社会福祉および公衆衛生の向上と増進を図るために、保険方式で国が責任を持ち運営するもので、疾病、負傷、死亡、出産、老齢、障害などの理由から生存権を脅かす事故が生じた場合に、一定の保険給付を行うことで被保険者とその被扶養者、あるいはその遺族の生活を保障するという目的で制度化されたものです。

2 社会保障の役割

社会保障の役割は、その初期においては主に貧困に陥っている人々を救済することにはありましたが、国民生活の向上等に伴い、今日では、広くすべての国民を対象に、疾病、加齢、失業等の生活の安定を脅かす危険から国民生活を守り、安定を図るものとなっています。また、社会保障は安定した購買力を国民に付与したり、新規産業や労働需要を創出することにより、経済の発展に寄与するという積極的な役割も果たしています。

社会保障については、個人の力のみでは対処できない場合における安全網（セイフティーネット）としての役割を明確にし、基礎的・基盤的な需要については公的な仕組みにより給付やサービスを保障するとともに、国民の多様な需要に対しては民間の仕組みで対応するなど公私の役割分担を明確にしていくことが課題となっています。

3 社会保障制度の体系



(1) 社会保険

- ・医療保険と年金保険
- ・介護保険
- ・労働者災害補償保険、雇用保険（この2保険を総称して**労働保険**といいますが、広義の社会保険に含まれます）

(2) 公的扶助

- ・生活保護…真に生活に困窮する者が自分の収入、財産などあらゆるものをして文化的な最低限度の生活を営むことができない場合に適用されます。
- ・災害援助

(3) 公衆衛生

感染症対策、結核予防、精神保健対策

(4) 社会福祉

児童福祉、母子家庭の福祉、身体障害者福祉、心身障害児（者）福祉、老人福祉など

4 社会保険の特色

社会保険の特色は、以下の通りです。

- ① 勤労者の相互扶助を目的としています。
健康保険や厚生年金保険などの社会保険は、勤労者どうしの相互扶助の精神を、社会的に制度化したものです。
- ② 勤労者の福祉を図ることが目的です。
社会保険は、企業内福祉の枠を越えて、大多数の企業に強制適用されています。そして、事業主は従業員とともに保険料を負担し、その納付・加入手続などの義務を負っています。
- ③ 国が責任をもって運営しています。
国民の生活を保護し福祉を図るために、国は法律で社会保険制度をつくり、保険者となって費用の一部を負担し責任をもって運営しています。
- ④ 法律で加入を義務付けています。
社会保険は、法律で加入を義務付けられ、個人の意思に関係なく事業所単位で加入することになっています。
- ⑤ 所得に応じて負担、必要に応じて給付します。
社会保険は民間の生命保険・損害保険などと異なり、所得に応じて保険料を負担し、必要に応じて給付を受けるのが原則です。

5 社会保険と私的保険

私的保険は、勤労者個人や事業主が自由に契約し、任意に加入することができます。一方、社会保険は、制度への加入や給付および保険料負担が法的に規定されていて、個人の意思による加入する・しないの選択は許されません。つまり、**社会保険は強制加入**です。

また、社会保険は制度内の所得再配分や公的負担という社会性を有していますので、私的保険のように払込む保険料と受取る保険給付が厳密には相等しくはなく、必ずしも均衡はとれていません。

	社会保険	私的保険
目的	国民の生活安定、福祉向上	私的な生活リスクへの備え
収支相当の原則	国庫補助もあり、必ずしも相等しくない	総保険料と総保険金は厳密に等しい
保険事故	人的事故のみを対象	人的および物的事故を対象
加入方法	法律による強制加入	個人の任意加入
給付形態	福祉政策が個人の意思により反映される	個人の選択により、確定する

6 保険事故

保険事故としては、疾病、負傷、障害、出産、失業、業務災害、通勤災害、要介護・要支援状態、老齢や死亡の事故などが対象となっています。

保険事故は、各制度によって異なります。

保険制度	保 険 事 故						備 考
	疾病	負傷	障害	—	—	死亡	
労働者災害補償保険※	疾病	負傷	障害	—	—	死亡	業務上 通勤途中
雇用保険	失業・雇用の継続が困難となる事由が生じた場合						
健康保険※	疾病	負傷	—	出産	—	死亡	業務外
国民健康保険	疾病	負傷	—	出産	—	死亡	非被用者
介護保険	要介護状態などが生じた場合						
国民年金	—	—	障害	—	老齢	死亡	
厚生年金保険	—	—	障害	—	老齢	死亡	被用者

※ 労災保険が業務上の事由に関する保険給付を行うのに対して、健康保険は業務外の事由および被扶養者に係る保険給付を行うことを目的としています。

7 各制度と請求等の主な受付窓口

(1) 会社員

	種 類	主な窓口
社会保険	健康保険	全国健康保険協会の都道府県支部、年金事務所もしくは健康保険組合
	介護保険	市区町村役場等
	厚生年金保険 国民年金	年金事務所等
労働保険	労災保険	労働基準監督署
	雇用保険	公共職業安定所

※ 健康保険（協会けんぽ）・厚生年金保険・雇用保険の資格取得届など、届出契機が同一のものについて2020年1月1日から統一様式による届書を年金事務所、労働基準監督署およびハローワークいずれの窓口を経由しても届出できるものとされました。

(2) 自営業者

	種 類	主な窓口
社会保険	国民健康保険	市区町村役場等
	介護保険	市区町村役場等
	国民年金	市区町村役場や年金事務所
労働保険		

2 公的医療保険制度の種類

健康保険と国民健康保険を中心にマスターする

Theme

1 日本の公的医療保険制度

公的医療保険制度は、健康保険、共済組合などからなる**被用者保険（職域医療保険）**と、**住民保険（地域医療保険）**に大別され、さらに、75歳以上の人が適用を受ける**後期高齢者医療制度**があります。

また、医療給付は、原則として、医療機関のかかった費用を保険者が支払うという現物給付の方法をとっています。マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

公 的 医 療 保 険				
制 度	被用者保険（職域医療保険）		住民保険 （地域医療保険）	後期高齢者 医療制度
	健康保険	共済組合等	国民健康保険	
被 保 険 者	適用事業所に使用される者 （強制被保険者） ・ 任意適用事業所に使用される者 ・ 退職後の希望加入者（任意継続被保険者）	国家公務員 地方公務員 私立学校教職員	被用者保険のいづれにも加入が不可能な一般住民（自営業者、農業者など）	75歳以上の者 （一定の障害の状態にある者は65歳以上）
保 険 者	全国健康保険協会 健康保険組合	各共済組合等	都道府県と市(区) 町村、国民健康保険組合	後期高齢者医療 広域連合が実施 主体
給 付 事 由	業務外の疾病、 負傷、死亡、出 産	病気、負傷、 出産、休業、 死亡	疾病、負傷、 出産、死亡	疾病、負傷

3 健康保険制度（健保）

★★★

「全国健康保険協会管掌健康保険」と「組合管掌健康保険」

Theme

1 健康保険とは

健康保険は、各種事業所に使用される雇用労働者を被保険者とする医療保険制度です。被保険者の業務外の疾病・負傷、死亡、出産に関して保険給付を行ない、その被扶養者のこれらの事故に関して保険給付を行なう制度です。

2 健康保険の概要

保険者	被保険者	給付事由
全国健康保険協会、健康保険組合	健康保険の適用事業所で働く人（民間の勤労者）	業務外の疾病・負傷、出産、死亡

労災保険が業務上の事由に関する保険給付を行うのに対して、健康保険は業務外の事由に関する保険給付を行っています。

3 保険者

健康保険の事業を運営する保険者には、全国健康保険協会と健康保険組合の2つがあります。全国健康保険協会が運営する健康保険は全国健康保険協会管掌健康保険（略して「協会けんぽ」といい、主に中小企業を対象としています。健康保険組合が運営する健康保険は組合管掌健康保険（略して「組合健保」といい、主に大企業を対象としています。

制度名	被保険者	保険者	窓口
全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）	主として中小企業で働く人	全国健康保険協会	全国健康保険協会の都道府県支部、年金事務所
組合管掌健康保険（組合健保）	主として大企業で働く人	健康保険組合	健康保険組合

健康保険組合には、1つの企業（常時700人以上の従業員）によってつくられる単一組合と、同業または同一地域の中小企業が集まって（常時3,000人以上の従業員）つくられる総合組合とがあります。

4 健康保険の適用事業所

健康保険では、事業所を単位に法律が適用されます。

健康保険の適用を受ける事業所を**適用事業所**といい、法律によって加入が義務づけられている(1)**強制適用事業所**と、任意で加入する(2)**任意適用事業所**の2種類があります。

(1) 強制適用事業所

- ① 法人の場合は従業員数に関係なく強制適用事業所となります。
- ② 農林水産業やサービス業以外で、常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所は、法律により、事業主や従業員の意思に関係なく、健康保険への加入が定められています。

(2) 任意適用事業所

強制適用事業所とならない事業所で日本年金機構（年金事務所）の認可を受け健康保険となった事業所のことです。具体的には、農林水産業やサービス業は人数に関係なく任意適用事業所となります。

事業所で働く半数以上の人**が**適用事業所となることに同意し、事業主が申請して日本年金機構（年金事務所）の認可を受けると適用事業所になることができ、働いている人は全員（被保険者から除外される人を除く）が加入することになります。適用事業所になると、保険給付や保険料などは、強制適用事業所と同じ扱いになります。

法人	個人事業	
	強制	任意
すべての事業所 (業種・人数は問わない)	従業員5人以上 (農林水産業、サービス業などは除く) (法律・会計事務を取り扱う士業を追加 ※2022年10月～)	従業員5人未満 (農林水産業、サービス業などは人数に関係なく任意)

5 健康保険の被保険者

健康保険に加入し、必要な給付を受けられる人のことを被保険者といいます。適用事業所に勤務する75歳未満の者は、本人の意思に関係なく、すべて健康保険に加入することになっています。なお、法人の代表者や会社役員も被保険者となります。

パートタイマーも1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の**4分の3以上**あれば健康保険の被保険者になります。

なお、短時間労働者（パートタイマー等）を適用対象とする企業規模は、従業員数（フルタイム+週労働時間がフルタイムの4分の3以上）の総数が

100人を超える事業所です（2024年10月以降は50人超に引き下げ予定）。なお、企業規模を問わず、労使の合意により、①～④の全要件を満たす短時間労働者であれば健康保険に加入できます。

- ① 月額賃金が88,000円以上ある者
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上ある者
- ③ 学生でない者
- ④ 2ヵ月を超える雇用が見込まれる者（通常の被保険者と同様）

*年収の壁・支援強化パッケージ（2023年10月以降）

標準報酬月額が10.4万円以下の労働者に対して、保険料負担分を上限として、事業主の判断により社会保険適用促進手当を支給する。社会保険適用促進手当は、社会保険料の算定基礎となる標準報酬月額や標準賞与額から除外できるため、事業主側の負担も軽減できる。標準報酬算定除外の適用は最大2年間に限る。

6 健康保険の被扶養者 頻出!

健康保険では、被保険者が病気・ケガをしたときや死亡した場合、または、出産した場合に保険給付が行われますが、その被扶養者についての病気・ケガ・死亡・出産についても保険給付が行われます。

(1) 被扶養者の範囲

この保険給付が行われる被扶養者の範囲は①と②のとおりです。なお、原則として、国内に住民票がなければなりません（ただし、例外として外国に留学をする学生や外国に赴任する被保険者に同行する者、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者等についても、一定要件を満たせば被扶養者として認定されます）。

- ① 被保険者と同居でも別居でもよい者

- ア) 配偶者（内縁関係を含む）
- イ) 子・孫
- ウ) 本人の兄弟姉妹
- エ) 本人の直系尊属

「同居でも別居でもよい者」とは、法律上は、「主として被保険者に生計を維持されている者」と表現されています。つまり、被保険者の収入により、その人の暮らしが成り立っていることをいい、必ずしも、被保険者と一緒に生活をしていなくても構わないとされています。

「内縁関係」とは、戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上、婚姻関係と同様の事情にある人を意味します。

② 被保険者と同居が条件となる者

- ア) 被保険者の三親等以内の親族（①に該当する人を除く）
- イ) 被保険者の内縁の配偶者の父母および子
- ウ) 内縁の配偶者死亡後の父母および子

「同居が条件となる者」は、法律上は、「被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている者」と表現されています。同一の世帯とは、同居して家計を共にしている状態をいいます。

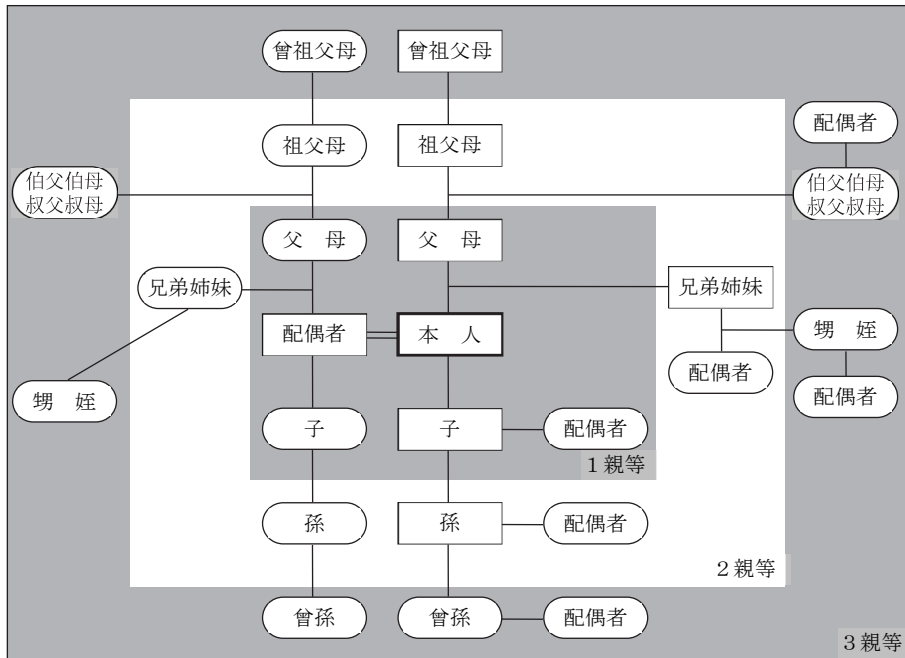
(2) 収入の判定基準

収入のある者が被扶養者として認定されるためには、次の基準により判断されます。


同居の場合	…60歳未満の認定対象者の年収が130万円未満（60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること。
別居の場合	…60歳未満の認定対象者の年収が130万円未満（60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）でかつ被保険者からの援助額より少額であること。

一時的な収入増加と認められる場合は、事業主の証明により連続2回（連続2年）を上限として被扶養者と認定できる（2023年10月以降）。

■三親等内の親族一覧



(凡例) □ は「生計維持関係」を必要とする。
 ○ は「生計維持関係」と「同一世帯」を必要とする。

7 健康保険の保険料  頻出!

健康保険の一般保険料率は次のとおりです。保険料は、原則として、事業主と被保険者が折半して負担します。これを「労使折半」といいます。

・全国健康保険協会管掌健康保険の場合

[標準報酬月額・標準賞与額] × 都道府県単位保険料率

※ 協会けんぽの保険料率は、都道府県ごとに異なる保険料率が採用されています。

・組管管掌健康保険の場合

[標準報酬月額・標準賞与額] × 3.0%~13.0%

※ 組合健保の保険料率は、上記の範囲内で、健康保険組合が自主的に決めることができます。

標準報酬月額、標準賞与額のいずれにも同じ保険料率が適用されることを総報酬制といい、2003年4月から導入されています。

なお、育児・介護休業法に基づく育児休業（3歳未満の子を養育するための休業）をとっている被保険者については、本人および事業主負担分と

も申請により保険料が**免除**されます。また、月内で14日以上育休期間があれば、月末時点で復職していても免除されます。**産休期間中**（原則、産前6週間、産後8週間）の保険料についても、申請により本人および事業主負担分ともに**免除**されます。

■標準報酬月額


標準報酬月額とは、被保険者が受ける報酬の額をいくつかの区切りのよい等級に区分したもので、これをもとに毎月の保険料や給付額の算定が行われます。健康保険の標準報酬月額は第1級58,000円から第50級1,390,000円までの50等級に区分されています。

■標準賞与額

3ヵ月を超える期間の賞与から1,000円未満を切り捨てた額です。標準賞与額に関する健康保険の保険料賦課の上限額は、年間573万円です。

(参考) 健康保険標準報酬等級表

等級	標準報酬月額	報 酬 月 額	
1	58,000円	63,000円未満	
2	68,000 "	63,000円以上	73,000円未満
3	78,000 "	73,000 "	83,000 "
4	88,000 "	83,000 "	93,000 "
5	98,000 "	93,000 "	101,000 "
6	104,000 "	101,000 "	107,000 "
7	110,000 "	107,000 "	114,000 "
8	118,000 "	114,000 "	122,000 "
9	126,000 "	122,000 "	130,000 "
10	134,000 "	130,000 "	138,000 "
11	142,000 "	138,000 "	146,000 "
12	150,000 "	146,000 "	155,000 "
13	160,000 "	155,000 "	165,000 "
14	170,000 "	165,000 "	175,000 "
15	180,000 "	175,000 "	185,000 "
16	190,000 "	185,000 "	195,000 "
17	200,000 "	195,000 "	210,000 "
18	220,000 "	210,000 "	230,000 "
19	240,000 "	230,000 "	250,000 "
20	260,000 "	250,000 "	270,000 "
21	280,000 "	270,000 "	290,000 "
22	300,000 "	290,000 "	310,000 "
23	320,000 "	310,000 "	330,000 "
24	340,000 "	330,000 "	350,000 "
25	360,000 "	350,000 "	370,000 "
26	380,000 "	370,000 "	395,000 "
27	410,000 "	395,000 "	425,000 "
28	440,000 "	425,000 "	455,000 "
29	470,000 "	455,000 "	485,000 "
30	500,000 "	485,000 "	515,000 "
31	530,000 "	515,000 "	545,000 "
32	560,000 "	545,000 "	575,000 "
33	590,000 "	575,000 "	605,000 "
34	620,000 "	605,000 "	635,000 "
35	650,000 "	635,000 "	665,000 "
36	680,000 "	665,000 "	695,000 "
37	710,000 "	695,000 "	730,000 "
38	750,000 "	730,000 "	770,000 "
39	790,000 "	770,000 "	810,000 "
40	830,000 "	810,000 "	855,000 "
41	880,000 "	855,000 "	905,000 "
42	930,000 "	905,000 "	955,000 "
43	980,000 "	955,000 "	1,005,000 "
44	1,030,000 "	1,005,000 "	1,055,000 "
45	1,090,000 "	1,055,000 "	1,115,000 "
46	1,150,000 "	1,115,000 "	1,175,000 "
47	1,210,000 "	1,175,000 "	1,235,000 "
48	1,270,000 "	1,235,000 "	1,295,000 "
49	1,330,000 "	1,295,000 "	1,355,000 "
50	1,390,000 "	1,355,000円以上	

8 健康保険の保険給付  頻出!

健康保険	保 険 事 故						備 考
	疾病	負傷	障害	出産	老齡	死亡	
	○	○	—	○	—	○	業務外

健康保険は、**業務外の事由**による疾病・負傷、死亡、出産に対して、保険給付を行いません。被保険者だけでなく、被扶養者も保険給付を受けることができます。ただし、被扶養者には、休業の場合に給付される傷病手当金、出産手当金は支給されません。

給付内容	疾 病 負 傷	① 療養の給付 ② 療養費 ③ 保険外併用療養費 ④ 高額療養費 ⑤ 高額介護合算療養費 ⑥ 傷病手当金 ⑦ 入院時食事療養費 ⑧ 入院時生活療養費 ⑨ 訪問看護療養費 ⑩ 移送費
	出 産	① 出産育児一時金 ② 出産手当金
	死 亡	① 埋葬料（費）

(1) 療養の給付（被扶養者は家族療養費）


被保険者の業務外の事由による疾病・負傷については、保険医療機関または保険薬局等により、現物給付（直接の療養を与える方式）で行なわれます。ただし、療養に要した費用の一部を「**一部負担金**」として保険医療機関・保険薬局に支払います。

■ 一部負担金の割合

年齢	所得層	自己負担割合
70歳以上	現役並み所得者	3割
75歳未満	一般所得者	2割
小学校入学後から70歳未満		3割
0歳から小学校入学前まで		2割

(2) 療養費

旅行中に病気になったり、不慮の事故で近くの病院に担ぎ込まれたりした場合等で、保険証を持っていない時は、医療費の全額を自分で支払います。しかし、後で申請して保険者から、一定金額の払い戻しを受けることができます。この給付を療養費といいます。

(3) 高額療養費  **頻出!**

医療費の3割相当額だけを自己負担すればよいといっても、特殊な病気や長期療養・入院をした時は、高額な自己負担をすることもあります。そのような負担を軽くするために、**一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される「高額療養費制度」**があります。

高額療養費の対象となるのは、健康保険扱いにおける自己負担分であり、入院時の食事代、差額ベッド代などは含まれません。

高額療養費の算定は各月（1月から12月まで）ごと、同一の診療ごと、同一の医療機関ごと（外来・入院別、医科・歯科別、総合病院では各科別など）に行われます。

自己負担限度額は、70歳以上75歳未満と70歳未満に分かれており70歳未満の被保険者の場合、所得により5区分になっています。

<70歳未満の人／1ヵ月当たりの自己負担限度額>

所得区分	医療費の自己負担限度額
① 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
② 標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
③ 標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
④ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円
⑤ 低所得者 (被保険者が住民税 の非課税者など)	35,400円


(例) 医療費の全体額が100万円の場合 (標準報酬月額が28万～50万円の被保険者の場合)

- ① 窓口で支払う金額……100万円×3割=30万円
 ② 自己負担限度額……80,100円+(100万円-267,000円)×1%
 =87,430円
 ③ 高額療養費として払い戻される額…30万円-87,430円=212,570円

【図解】

① 30万円 (自己負担金)	
② 87,430円	③ 212,570円 (高額療養費)

なお、70歳未満の人の入院・外来診療については、同一月・同一医療機関の窓口での支払いは、限度額適用認定証を医療機関に提示することで自己負担限度額までとなります (高額療養費の現物給付化)。

(4) 傷病手当金  **頻出!**

傷病手当金は、被保険者が病気・ケガで仕事を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に、休業中の生活を保障するために支給されるものです。

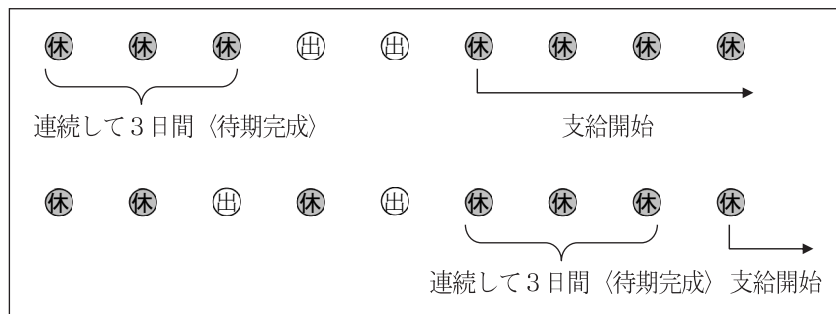
① 支給要件

支給要件は、次のア)～エ)を全て満たすことが必要です。

- ア) 病気・ケガのための療養中のとき
 イ) 療養のために仕事に就けなかったとき
 ウ) 原則として、給料等をもらえないとき
 エ) 続けて3日以上休んだ場合※

※ 休業した日から継続した3日間の待期期間は支給されません。4日以上休業した場合、4日目から支給されます。

■傷病手当金の支給例



② 支給される額

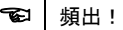
傷病手当金として支給される額は、休業1日につき「支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を30日で割った額の3分の2」相当額です。なお、事業主から報酬を受けられる場合は、その報酬の額を控除した額が傷病手当金として支給されます。

③ 支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、支給されることとなった日から、通算して1年6ヵ月間（途中の不支給期間を除く）。

(5) 出産育児一時金（被扶養者は家族出産育児一時金）

被保険者が出産（妊娠4ヵ月以上）をしたときは、1児ごとに50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は48万8,000円）が、出産育児一時金として支給されます。被扶養者が出産した場合には、被保険者に家族出産育児一時金として50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は48万8,000円）が支給されます。多産児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます（たとえば、双生児の場合は2人分）。

(6) 出産手当金 

出産のため仕事を休み、事業主から十分な報酬が受けられなかった時には、出産手当金が支給されます。支給されるのは、出産の日以前42日（双児以上の場合は98日）から、出産の日後56日間までの間で仕事を休んだ日数分。出産の日が出産予定日より遅れた場合は、その遅れた期間も支給されます。

出産手当金の額は、休業1日について「支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を30日で割った額の3分の2」相当額です。なお、事業主から報酬を受けられる場合は、その報酬の額を控除した額が出産手当金として支給されます。



（出産予定日より遅れた場合） 出産手当金＝42日＋ α 日＋56日

(7) 埋葬料・埋葬費・家族埋葬料

被保険者が死亡したときは、一律5万円の埋葬料が支給されます。

死亡した被保険者に家族がいない時は、実際に埋葬を行なった人に、埋葬料の額の範囲内で埋葬にかかった費用が埋葬費として支給されます。

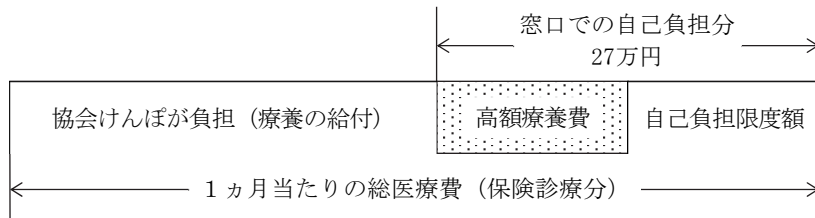
被扶養者が死亡した場合には、被保険者に対して5万円の家族埋葬料が支給されます。

ケーススタディ

圭一さんの弟の修二さん（53歳・会社員）は、病気療養のため2024年2月に24日間入院した。退院する際に支払った保険診療分の医療費（窓口での自己負担分）が27万円であった場合、下記＜資料＞に基づく高額療養費として修二さんに支給される額（多数該当は考慮しない）として、正しいものはどれか。なお、修二さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、修二さんの標準報酬月額額は41万円であるものとする。また、病院に「健康保険限度額適用認定証」の提示はしていないものとし、同月中に＜資料＞以外の医療費はないものとする。

＜資料＞

[2024年2月分の高額療養費の算定]



[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額（70歳未満の人）]

所得区分	自己負担限度額（月額）
① 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
② 標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
③ 標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
④ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円
⑤ 低所得者 (住民税非課税者等)	35,400円

1. 80,130円
2. 86,430円
3. 170,820円
4. 183,570円

正解 4

修二さん（53歳）の自己負担割合は3割である。窓口で支払った医療費が27万円であるので、総医療費は27万円 \div 0.3=90万円となる。また修二さんは標準報酬月額が41万円で、＜資料＞③標準報酬月額28万円～50万円に該当し、自己負担限度額は以下の通りとなる。

$80,100円 + (90万円 - 267,000円) \times 1\% = 86,430円$ …自己負担限度額

・高額療養費=窓口での自己負担分-自己負担限度額
 $= 27万円 - 86,430円 = \underline{183,570円}$

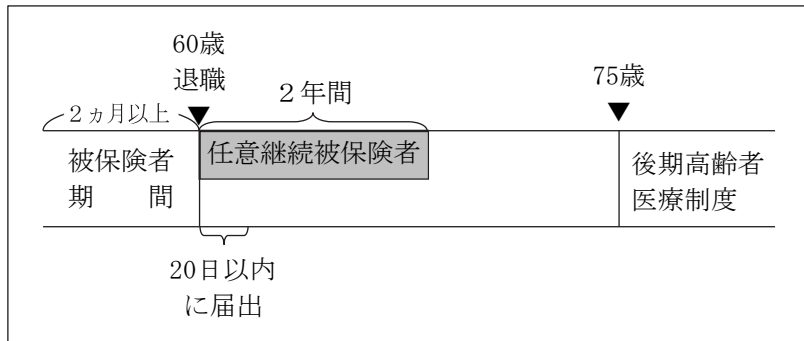
9 任意継続被保険者 頻出!

(1) 任意継続被保険者とは

退職して被保険者の資格を失ったときは、一定の条件のもとに個人の希望により被保険者として継続することができます。これにより加入した者を「任意継続被保険者」といいます。任意継続被保険者となる期間は**2年間**です。ただし、保険者に申し出ることにより2年以内でも、国保等に切り替えのために任意で資格喪失できる。

在職中に全国健康保険協会管掌健康保険に加入していた場合は退職後も全国健康保険協会管掌健康保険に、在職中に組合管掌健康保険に加入していた場合は退職後も引き続きその組合管掌健康保険に加入します。

■60歳の退職者の例



(2) 任意継続被保険者となるための要件

次の①と②の要件を満たす必要があります。

- ① 被保険者でなくなった日までに、**継続して2ヵ月以上**の被保険者期間があること。
- ② 被保険者でなくなった日から**20日以内**に被保険者になるための申請をすること。

※申請先

<全国健康保険協会管掌健康保険に加入していた場合>

被保険者の住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部

<組合管掌健康保険に加入していた場合>

所属していた健康保険組合

(3) 保険料

在職中の保険料は労使折半負担ですが、任意継続被保険者の保険料は**全額自己負担**となります。

標準報酬月額（協会けんぽの場合は、①、②のうち少ないほう※）
× 保険料率

- ① 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額。
- ② 前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額。

※組合管掌健康保険については、健康保険組合ごとに①と②いずれか選択可能。

(4) 給 付

任意継続被保険者である間は、原則として、在職中の被保険者が受けられる保険給付と同様の給付を受けることができます。ただし、**出産手当金と傷病手当金は支給されません**（1年以上被保険者であった者で、資格喪失時に傷病手当金または出産手当金の支給を受けている場合には、継続してその給付を受けることができます）。

4 国民健康保険（国保）

★

「地域医療保険」や「住民保険」とも呼ばれている

Theme

1 国民皆保険

国民健康保険法においては、1948年に組合運営から市町村公営への移行が進められ、1958年全市町村に国民健康保険事業の実施を義務づける等法律の全面改正が行われました。こうして、1961年には、全市区町村において国民健康保険事業が実施されることとなり、**国民皆保険**が実現しました。

これにより、全国民が何らかの医療保険制度に加入することとなり、個々に対応する保険料の負担をもとに一定の医療を受けることができるようになりました。

2 保険者

都道府県と市区町村が運営するものと**国民健康保険組合**が運営するものの2つに分けられます。

国民健康保険組合は、都道府県と市区町村が行なう国民健康保険事業に支障がない場合に限って設立が認められるもので同種の事業または業務に従事する300人以上の人で組織されます。その業種は、医師、歯科医師、薬剤師、助産師、食品販売業、酒販売業、土木建築業、理容美容業、浴場業、弁護士などです。

3 国民健康保険へ加入する人（被保険者）

都道府県と市区町村が行なう国民健康保険には、健康保険など職域保険の被保険者とその被扶養者や生活保護を受けている世帯、原則75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者などを除いて、その市区町村に住所がある人はすべて加入しなければならない（**強制加入**）ことになっています。具体的には、自営業者や老齢（退職）年金を受けられる会社員を辞めた75歳未満の者などが該当します。加入手続きは居住地区の市町村役場で行ないます。

- ① 国民健康保険は、世帯単位で加入し、世帯主がその届け出をします。
- ② 都道府県と市区町村が実施する国保では、大人や子どもの区別がなく、一人ひとりが被保険者となり、被扶養者という概念は存在しません。つまり、国民健康保険に加入する人の全員が被保険者となります。

4 保険料

- ・保険料（税）額は、**市区町村ごと**にその財政事情に応じて決められています。
- ・算定方法は加入世帯ごとに、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割を組合わせて計算されます。
- ・保険料の全額が被保険者負担となります。
- ・各年度の保険料（税）には、最高限度額が定められています。

5 給付

国民健康保険	保 険 事 故						備 考
	疾病	負傷	障害	出産	老齢	死亡	
	○	○	—	○	—	○	非被用者

国民健康保険においては、健康保険の取扱と異なり、**業務上外を問わず**、疾病・負傷、死亡、出産に関して保険給付を行います。

国民健康保険での診療を受ける際には、世帯主・家族とも、医療費の一定割合を一部負担金として支払います。**負担割合は、健康保険と同じです。**

また、都道府県と市区町村が実施する国保では傷病手当金・出産手当金は支給されません。

給付内容	疾 病 負 傷	① 療養の給付 ② 療養費 ③ 保険外併用療養費 ④ 高額療養費 ⑤ 高額介護合算療養費 ⑥ 入院時食事療養費 ⑦ 入院時生活療養費 ⑧ 訪問看護療養費 ⑨ 移送費 ⑩ 特別療養費
	出 産	① 出産育児一時金
	死 亡	① 埋葬料（費）

5 後期高齢者医療制度

★★★

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の人が対象である

Theme

1 後期高齢者医療制度

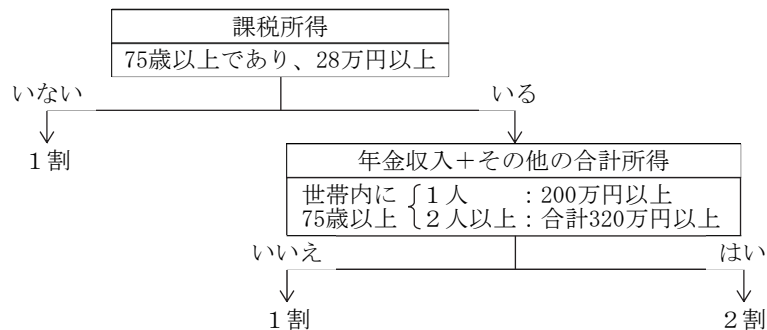
2008年4月、新たな高齢者医療制度として、従来の「老人保健制度」に代わり「後期高齢者医療制度」が創設されました。75歳になると、それまで加入していた国民健康保険や健康保険から脱退し、**全員**、後期高齢者医療制度の被保険者となります。後期高齢者医療制度には、被扶養者という概念がないため、健康保険の被保険者が75歳になり後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、その者に扶養されていた75歳未満の者は、国民健康保険などに加入することになります。

2 後期高齢者医療制度の概要

項目	内容
実施の主体	都道府県高齢者医療広域連合および市区町村 ※ 後期高齢者医療制度を運営するのは都道府県ごとにおかれた高齢者医療広域連合で、全ての市区町村が加入しています。
医療の対象者	75歳以上の者 (65歳以上75歳未満の者で、一定の障害状態である旨の広域連合の認定を受けた者を含む。)
医療等の内容	①療養の給付 ②療養費 ③入院時食事療養費 ④入院時生活療養費 ⑤保険外併用療養費 ⑥訪問看護療養費 ⑦移送費 ⑧高額療養費 ⑨特別療養費 ⑩高額介護合算療養費
保険料	保険料は、原則として 年金から天引き して徴収されます。 ※ 保険料の額は、所得割と被保険者均等割の合計額です。軽減策も実施されています。 ※ 一定の要件を満たす人は、口座振替による支払いも可能です。
窓口負担割合	1割～3割 （2割負担者は、2025年9月末まで外来の負担増を最大で月3千円とする配慮措置）

窓口負担割合（2022年10月1日施行）

住民税課税所得145万円以上の者がいる場合は、世帯全員が3割負担



6 公的介護保険制度

★★★

公的介護保険は高齢社会には必須の仕組みである

Theme

1 公的介護保険制度

介護を社会全体で支える介護保険制度は2000年4月に創設されました。その後2005年の法改正において、①予防給付の重点化、②地域に密着したサービスの創設などの措置が講じられています。

2 保険者

公的介護保険の保険者は、**市区町村**です。

3 被保険者と給付

公的介護保険では、被保険者を第1号被保険者と第2号被保険者に分けています。

(1) 第1号被保険者

市区町村の区域内に住所を有する**65歳以上の者**。原因を問わず、要介護者と要支援者は給付（サービス）を受けられます。

(2) 第2号被保険者

市区町村の区域内に住所を有する**40歳以上65歳未満**の公的医療保険加入者。ただし、給付（サービス）が受けられるのは、加齢または末期がん（特定疾病）による要介護者と要支援者に対してのみ。したがって、たとえば、**交通事故や労災事故による要介護状態などは給付対象とはなりません。**

（参考）特定疾病

- ①初老期における認知症（アルツハイマー病など）、
- ②脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）、③骨折を伴う骨粗鬆症、
- ④糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、
- ⑤閉塞性動脈硬化症、⑥パーキンソン病関連疾患、
- ⑦慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）、
- ⑧両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、
- ⑨筋萎縮性側索硬化症（ALS）、⑩関節リウマチ、
- ⑪後縦靭帯骨化症、⑫多系統萎縮症、
- ⑬脊髄小脳変性症、⑭脊柱管狭窄症、
- ⑮早老症（ウエルナー症候群）、⑯末期がん

4 保険料の負担

(1) 第1号被保険者

介護保険料は所得に応じて、負担します。

年金保険者による**年金からの天引き**（特別徴収）を行なうほか、天引きが困難な場合は市区町村が徴収（普通徴収）します。老齢年金だけではなく遺族年金、障害年金からも天引きされます。年金が年額18万円以上の人については年金からの天引き、それ以外の人は市からの納付書で納めます。

(2) 第2号被保険者 頻出!

医療保険者が医療保険料として徴収し、一括して納付します。

・健康保険の場合（全国健康保険協会管掌健康保険の場合）

$[標準報酬月額 \cdot 標準賞与額] \times 保険料率$

※ 保険料率は、**全国一律**です。

※ 健康保険の保険料と、介護保険の保険料をあわせて、**労使折半**負担します。

・国民健康保険の場合

所得割、均等割等に按分

■第1号被保険者と第2号被保険者のまとめ

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入対象者	65歳以上	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
サービスを利用できる人	要介護者 要支援者	要介護者・要支援者のうち、老化に伴う特定疾病による者
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が徴収 所得段階別に定額保険料 特別徴収または普通徴収 	医療保険者が医療保険料と一緒に徴収 国保：所得割等に按分 （国庫負担有り） 健保：保険料率別 （事業主負担有り）

5 利用者負担

保険給付の対象費用の原則1割が利用者負担となります。ただし、一定以上の所得を有する第1号被保険者については2割負担となり、特に所得の高い層については3割負担となります。

ただし、第2号被保険者は、一律1割負担となります。

在宅サービスについては、要介護度ごとに、保険給付の利用限度額が設けられています。限度額を超える部分は、全額利用者負担となります。

1ヵ月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、上限額を超えた額が**高額介護サービス費**として支給されます。

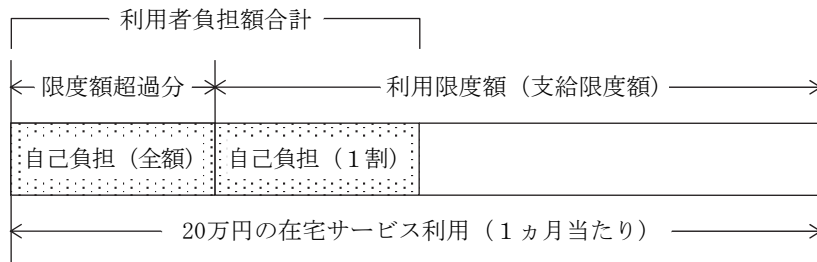
なお、施設を利用する場合の居住費や食費については、全額利用者負担となります。ケアプラン（介護サービス計画）作成費用については無料のため、利用者負担はありません。所定の手続きにより、本人が作成することもできます。

ケーススタディ

泰子さんの母の文子さんは、在宅で公的介護保険のサービスを利用している。文子さんが2024年2月の1ヵ月間において利用した公的介護保険の在宅サービスの費用が20万円である場合、下記<資料>に基づく介護（在宅）サービス利用者負担額合計として、正しいものはどれか。なお、文子さんは公的介護保険における要介護1の認定を受けており、サービスを受けた場合の自己負担割合は1割であるものとする。また、同月中に<資料>以外の公的介護保険の利用はないものとし、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<資料>

[文子さんの介護（住宅）サービス利用時の自己負担額：2024年2月分]



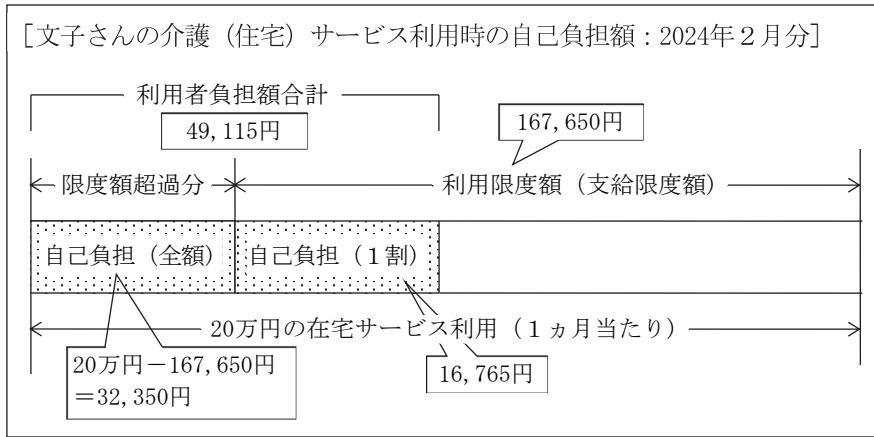
[在宅サービスの1ヵ月当たりの利用限度額と自己負担額（抜粋）]

要介護度		利用限度額 (支給限度額)	自己負担額	
			1割負担	2割負担
要支援	1	50,320円	5,032円	10,064円
	2	105,310円	10,531円	21,062円
要介護	1	167,650円	16,765円	33,530円
	3	270,480円	27,048円	54,096円
	5	362,170円	36,217円	72,434円

1. 16,765円
2. 32,350円
3. 49,115円
4. 65,880円

正解 3

<資料>



<解説>

- ・介護（在宅）サービス利用者負担額合計
 = (在宅サービス利用料 - 利用限度額) + 自己負担額
 = (20万円 - 167,650円*) + 16,765円* = 49,115円
 ※ <資料>より、要介護1の「利用限度額」と「自己負担額（1割）」を用いる。

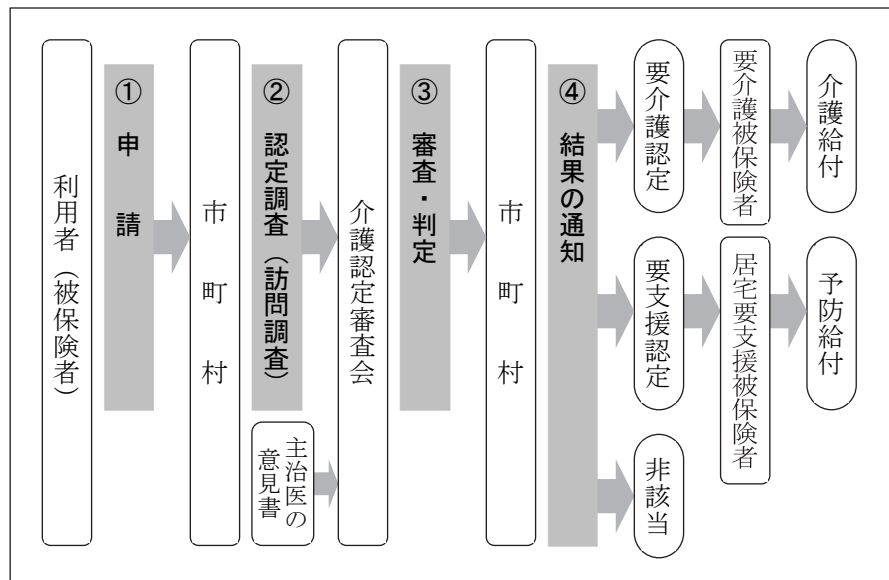
6 保険給付の手続き

介護保険の保険事故とは、「要支援状態」か「要介護状態」です。要支援状態・要介護状態と認定された人に、保険給付（介護サービス）がなされます。保険事故にあたる状態に該当するかどうかは、保険者である**市区町村**が認定します。

医療保険と違って、介護保険のサービスは受けたいと思ったら誰でも受けられるものではありません。介護サービスが必要な状態かどうかについての判定が必要です。そのためには、まず市区町村に申請して、「要介護認定」をしてもらわなければなりません。

申請をするには、原則として、本人もしくはその家族などが、本人の住んでいる市区町村の介護保険担当窓口で、申請書類に記入し、提出します。

■申請から認定の流れ



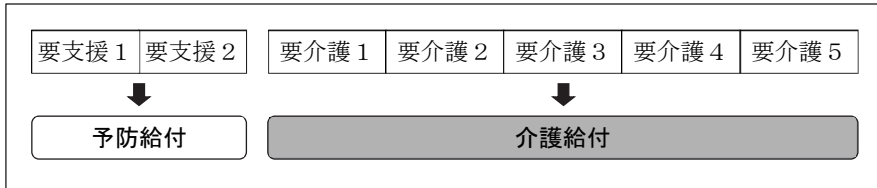
申請があったときに、市区町村職員などが行う家庭訪問調査のことを「認定調査」といいます。この調査は、被保険者の心身の状況だけでなく、その置かれている家庭環境などについても行われ、被保険者が訪問調査に応じない場合は申請が却下される場合もあります。

要介護認定などに関する審査判定を行うのが「**介護認定審査会**」で、市町村の附属機関として設置されます。

7 要支援・要介護の認定

介護保険の給付を受ける認定の基準は、**要支援1・2**および**要介護1～5**までの7段階あり、介護保険サービスを受けるためには、居宅サービス計画の作成が必要になります。

■保険給付と要介護状態区分



8 給付の内容

要介護認定で要介護1～5と認定された要介護被保険者に対しては**介護給付**が行われ、要支援1・2と認定された居宅要支援被保険者に対しては**予防給付**が行われます。

そのほか、市区町村は条例で定めるところにより、要介護被保険者または居宅要支援被保険者に対して市区町村特別給付を行うことができます。

(1) 介護給付

① 在宅サービス

訪問介護や訪問入浴介護などの家庭訪問のサービスだけでなく、施設への通所、短期入所、費用の支援などもあります。

② 施設サービス

施設サービスには現状4種類あり、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設（※介護療養型医療施設は2017年度末で廃止。ただし、2024年3月末まで「介護医療院」への移行期間が設けられている）といった施設に入所してサービスを受けます。居住費と食費は全額自己負担となります。

(2) 予防給付

状態の悪化を防ぎ、自立を促すことを目的にした給付で、筋肉向上トレーニングや栄養改善や口腔ケアといったサービスがあります。

9 地域包括支援センター・地域密着型サービス

(1) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、被保険者に対する権利擁護事業や、介護予防、高齢者・家族の総合的な相談・支援業務、ケアマネジャーの支援を行います。

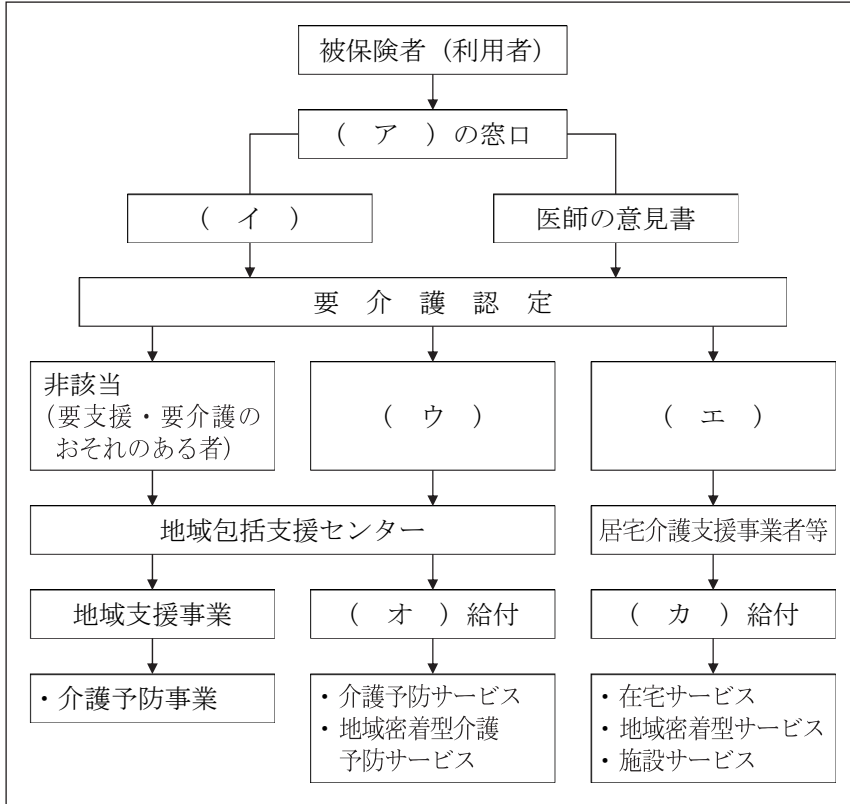
(2) 地域密着型サービス

住み慣れた地域で介護サービスが受けられるように対応したサービスです。保険給付として、その費用が支払われる「地域密着型サービス」とは、次の9のサービスをいいます。「地域密着型サービス」を利用できるのは、原則としてサービスを提供する事業者のある市町村の住民に限られます。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

ケーススタディ

公的介護保険制度の介護サービスの利用手続きと主な給付に関する下記の概略図の（ ）にあてはまる語句を、語句群の中から選びなさい。



< 語句群 >

国 都道府県 市区町村 認定調査 医師の診査
 要支援1 要支援1、2 要支援1～3
 要支援2と要介護1～5 要介護1～3 要介護1～5
 支援 予防 介護

正解

(ア) 市区町村 (イ) 認定調査 (ウ) 要支援1、2
 (エ) 要介護1～5 (オ) 予防 (カ) 介護

7 労災保険制度

★★★

業務上はもとより通勤途上も補償の対象である

Theme

1 労災保険とは

労災保険とは俗称で、正式には「**労働者災害補償保険**」といいます。

労災保険は労働者が**業務上**あるいは**通勤途上**で負傷したり、病気やケガになったり、あるいは死亡したとき等に、その労働者や遺族をすみやかに保護するため、労働者や遺族に生じた損失を回復したり補償しようとする制度です。

2 労災保険の仕組み

保険者	労災の対象者	給付事由
政府	原則として、すべての事業が適用を受け、そこで働く全ての労働者が給付の対象	業務上または通勤途上の負傷・疾病、障害、死亡など

3 保険者と主な窓口

労災保険は、政府が保険者として運営し、**労働基準監督署**が主な窓口となっています。

4 労災保険の対象となる労働者

労災保険は農林水産業の一部を除き1人でも労働者を使用している事業所に**強制的に保険加入が義務づけ**られています（個人・法人を問いません）。

労災保険の対象となる労働者とは、事業主との間に実質的な使用従属関係があり、実質的にみて賃金が支払われている関係が認められる労働者のことをいいます。つまり、労働者の雇用形態は問いません。個人事業主等に業務依頼している事業者は、実態として働き方が労働者と同様である場合には労働保険に加入する必要があります。

■ 労災保険の適用労働者

原則として適用労働者となる例	原則として適用労働者とならない例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員 ・ 日雇労働者 ・ アルバイト ・ パートタイマー ・ 派遣労働者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自営業者（特別加入制度あり） ・ 同居の親族 ・ 法人の代表者・役員 ・ 日本企業の海外支店に現地採用された日本人職員 ・ 公務員

5 労災保険料

労災保険料は事業主が全額負担します。労働者の負担はありません。

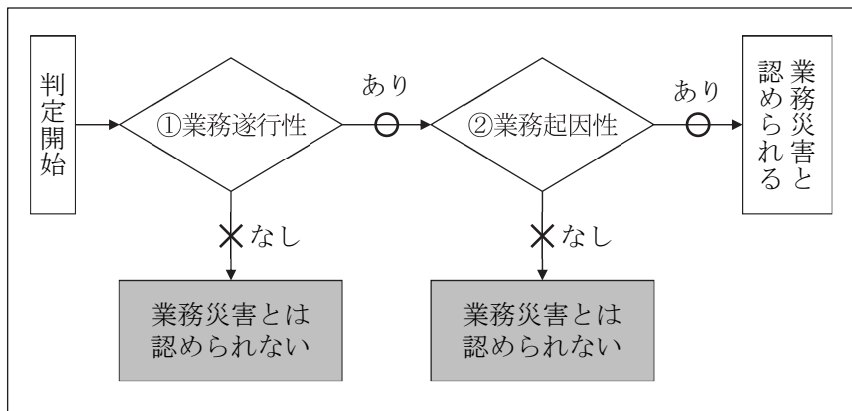
保険料率は、事業の種類によって災害の発生率が異なるため、災害発生率に応じて事業の種類ごとに保険料率を定めています。従業員数に応じて定められているわけではありません。なお、労災保険料は、労働保険料として雇用保険の保険料と合わせて事業主が納付します。

6 業務災害と通勤災害

(1) 業務災害

ある傷病が業務災害に該当するかどうかは、最初に業務遂行性を検討し、次いで業務起因性によって判断されます。

- ① 業務遂行性—労働者が労働契約の下に使用者の支配下にある状態をいう。
- ② 業務起因性—業務に起因して災害が発生し、その災害によって傷病が発生する。



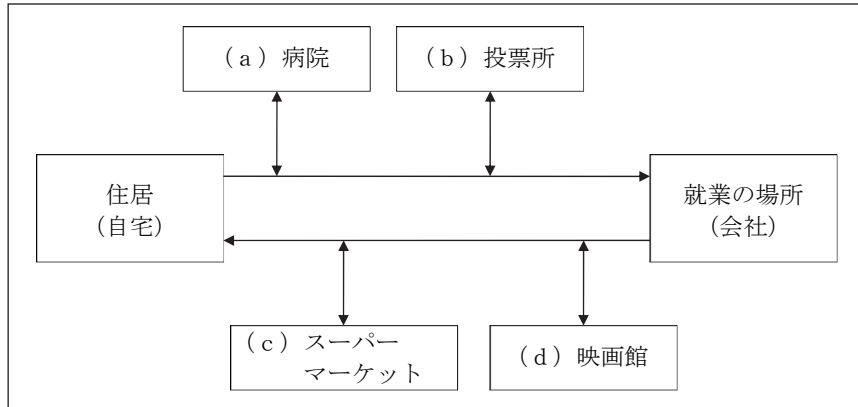
(2) 通勤災害

通勤災害とは、通勤途上で発生した災害です。労災保険法では、「就業に関し、住居と就業の場所との往復行為」を通勤と定めていますが、合理的な経路および方法でなければならず、業務の性質を有するものを除くものとされています。また、逸脱・中断があった場合には、その逸脱・中断の間および原則としてその後は通勤とは認められません。

ただし、逸脱・中断については、その逸脱・中断が日用品の購入など日常生活上やむを得ない行為で、最小限の範囲内で行なう場合には、その逸脱・中断の間を除き合理的な経路に戻った後は通勤と認めることにしています。

ケーススタディ

真弓さんは、労働者災害補償保険（労災保険）において、通勤災害として認められるのはどのようなケースなのか、FPの藤原さんに質問した。藤原さんが下図を使用して説明した通勤災害に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を記入しなさい。



- （ア）自宅から会社へ向かう途中、風邪の治療のため（a）病院に立ち寄った後、通常の経路に戻ったところで転倒して負傷したときは、通勤災害と認められる。
- （イ）自宅から会社へ向かう途中、選挙権の行使のため（b）投票所に立ち寄った後、通常の経路に戻ったところで転倒して負傷したときは、通勤災害と認められる。
- （ウ）会社から自宅に帰る途中、夕食の買物のため（c）スーパーマーケットに立ち寄った後、通常の経路に戻ったところで転倒して負傷したときは、通勤災害と認められる。
- （エ）会社から自宅に帰る途中、友人と（d）映画館に立ち寄った後、通常の経路に戻ったところで転倒して負傷したときは、通勤災害と認められる。

正解

- (ア) ○ 病院への立ち寄り「日常生活上やむを得ない最低限のもの」であるので、通常の経路に戻った後は、通勤災害として認められる。
- (イ) ○ 投票所への立ち寄り「日常生活上やむを得ない最低限のもの」であるので、通常の経路に戻った後は、通勤災害として認められる。
- (ウ) ○ スーパーマーケットへの立ち寄り「日常生活上やむを得ない最低限のもの」であるので、通常の経路に戻った後は、通勤災害として認められる。
- (エ) × 映画館への立ち寄り「日常生活上やむを得ない最低限のもの」ではないため、通勤災害とは認められない。

7 労災保険の給付

労災保険	保 険 事 故							備 考
	疾病	負傷	障害	出産	老齡	介護	死亡	
	○	○	○	—	—	○	○	業務上、通勤

	保険事故	業 務 災 害	通 勤 災 害
保 險 給 付	負傷・疾病	療養補償給付 休業補償給付 傷病補償年金	療 養 給 付 休 業 給 付 傷 病 年 金
	障 害	障害補償給付 — 年金 — 一時金	障 害 給 付 — 年金 — 一時金
	介 護	介護補償給付	介 護 給 付
	死 亡	遺族補償給付 — 年金 — 一時金 葬 祭 料	遺 族 給 付 — 年金 — 一時金 葬 祭 給 付

※ その他に、「二次健康診断等給付」があります。

※ 上表の保険給付を補足するものとして、労働福祉事業である特別支給金があります。

(1) 業務災害に関する保険給付

① 療養補償給付

業務上の負傷または疾病について、労災病院または指定病院などで療養する場合に必要な療養の給付が行なわれます。また、療養の給付をすることが困難な場合などに必要な療養の費用の全額が給付されます。いずれにしても**自己負担はありません**。

② 休業補償給付

業務上の負傷または疾病による療養のため休業し、賃金を受けない日が4日以上に及ぶ場合、休業第4日目から（待期3日間）、休日1日につき給付基礎日額の60%相当額の給付が行なわれます。自己都合で退職したとしても、引続き給付は行なわれます。

③ 傷病補償年金

業務上の負傷または疾病が、療養開始後1年6ヵ月を経過し、治癒せず、傷病の程度が傷病等級第1級から3級に該当するときは、休業補償給付に代えて傷病補償年金が支給されます。

④ 障害補償給付

障害補償給付には、年金払と一時金払があります。業務上の負傷または疾病が治った後に、障害等級第1級～7級までに該当する障害が残った場合に**障害補償年金**が支給され、障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合に**障害補償一時金**が支給されます。

なお、障害厚生年金（公的年金制度）と併給される場合、**障害補償年金（労災保険）は減額して支給することになる**。

⑤ 介護補償給付

介護補償給付は、障害補償年金または傷病補償年金の受給者がその支給事由となる一定の障害によって介護を要する場合、その費用の一部または全部が支給されます。

⑥ 遺族補償給付

遺族補償給付には、年金払と一時金払があります。遺族補償年金は、業務上死亡した場合に、遺族に年金が支払われます。遺族補償年金の額は、遺族補償年金の受給権者および受給権者と生計を同じくする**受給資格者の数**によって定められています。

遺族補償一時金は、当該年金を受け得る遺族がいない場合などに支払われます。

⑦ 葬祭料

葬祭料は、業務上死亡した人の葬祭を行なう場合に支払われます。

(2) 給付基礎日額

労災保険の給付は何日分の年金とか、何日分の一時金支給というように日を単位として行われます。

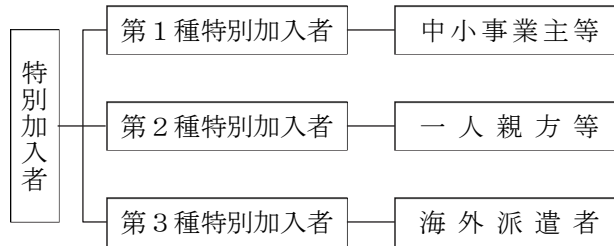
$$\boxed{\text{給付基礎日額}} = \frac{\text{算定すべき事由が発生した日
前 3 ヲ月間の賃金総額}}{\text{算定すべき事由が発生した日
前 3 ヲ月間の総日数}}$$

給付基礎日額の原則的な算定方法は、常用労働者の場合は労働基準法の平均賃金に相当する額と同じです。複数の会社等に雇用されている場合は、全ての勤務先の賃金額を合算して、算出します。

8 特別加入制度

労災保険は、労働者の業務災害および通勤災害に対する保護を目的とする制度であるため、事業主、自営業者、家族従業者等の労働者以外の者の災害に対する保護は、本来、労災保険の対象とはならないものです。ただし、業務の実態や災害発生状況から見て、労働者に準じて保護すべき者には任意で特別加入できる制度が設けられています。

(1) 労災保険の特別加入者の3類型



① 中小事業主等

中小事業主および中小事業主が行う事業に従事する家族従事者等が加入することができます。「中小事業主」とは、「金融業、保険業、不動産業、小売業は50人以下」、「サービス業、卸売業は100人以下」、「その他の業種（製造業・建設業など）では300人以下」の労働者を使用する事業の事業主をいいます。

② 一人親方等

一人親方等（労働者を使用しないで行うことを常態とする一人親方その他の自営業者およびその事業に従事する者）のうち、次の種類の事業を行う者などが特別加入できます。

- ・ 歯科技工士
- ・ 個人タクシー業および個人貨物運送業者
- ・ 大工業、左官業、とび職などの建設の事業を行う者
- ・ 漁船に乗り組んでその事業を行う者
- ・ 林業の事業を行う者
- ・ 医薬品医療機器等法第30条の許可を受けた医薬品の配置販売業者
- ・ 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を行う者

③ 海外派遣者

海外支店に転勤した場合などには、本来、日本の労災保険は適用されませんが、一定の手続きのもと、特別加入することにより適用を受けることができます。

(2) 手続き

特別加入制度に任意加入する手続きは、特別加入申請書を提出し、承認されて、はじめて適用を受けます。

中小事業主等の手続きは、労働保険事務組合に委託することが条件で、直接労働基準監督署へ提出することはできません。

8 雇用保険制度

★★★

離職し、失業した場合には基本手当が支給される

Theme

1 雇用保険の目的と仕組み

雇用保険の目的は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行なうことにより、労働者の生活および雇用の安定を図ったり、求職活動を容易にするなど就職を促進することです。また、労働者の職業安定のために、失業の予防、雇用状態の是正および雇用機会の増大、労働者の能力の開発・向上その他労働者の福祉の増進を図ることです。

保険者	被保険者	窓口
政府	原則としてすべての事業所が適用を受け、その従業員が被保険者となる。	公共職業安定所 (ハローワーク)

※ 自営業者には、雇用保険の適用はありません。

2 雇用保険の保険料

雇用保険の保険料率は、事業の種類により3段階に分れています。そのうち一般の事業の保険料率は1.55%（被保険者負担0.6%）とされています。

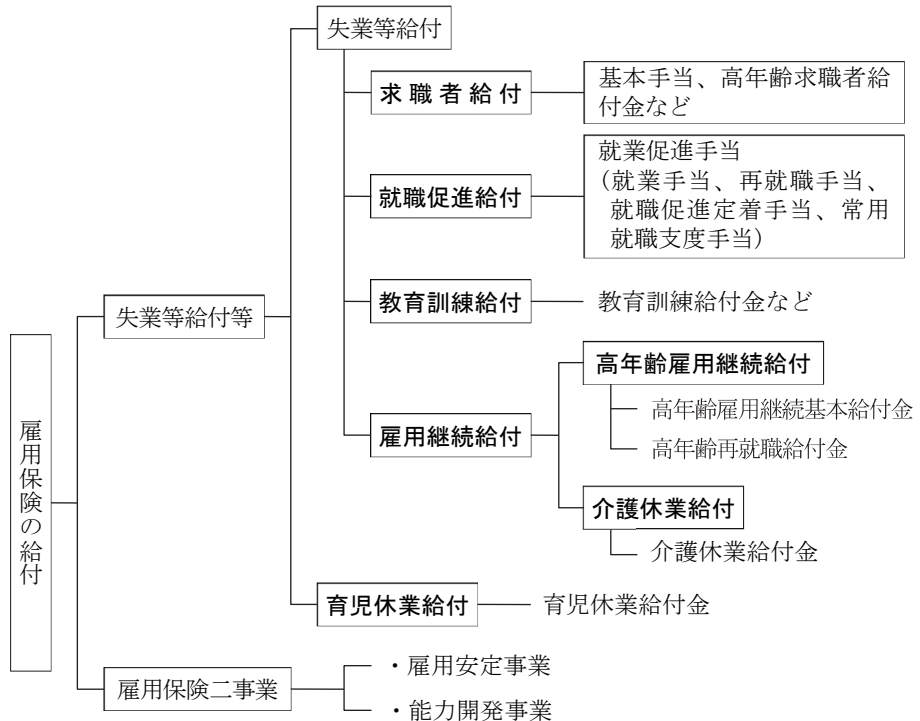
満64歳以上の被保険者についても、2020年4月以降は保険料を負担します。

■一般の事業の保険料（2023年4月～2024年3月31日）《参考》

賃金総額 × 1.55%（被保険者負担 0.6%、事業主負担※ 0.95%）

※事業主負担の0.95%は失業等給付の保険料率0.4%と雇用保険二事業の保険料率0.35%、育児休業給付0.2%に分かれます。

3 雇用保険給付等の全体像



4 基本手当

基本手当とは、65歳未満の被保険者が離職し、失業した場合に、求職活動中の生活費を補てんする目的で支給されるものです。

(1) 受給要件 頻出!

基本手当の受給要件は次のとおりです。

- ① 離職し雇用保険の被保険者でなくなっていること
- ② 働く意思と能力があるにも関わらず、職業に就くことができない状態にあること
- ③ 離職の日以前2年間に雇用保険の被保険者期間が通算12ヵ月以上あること。

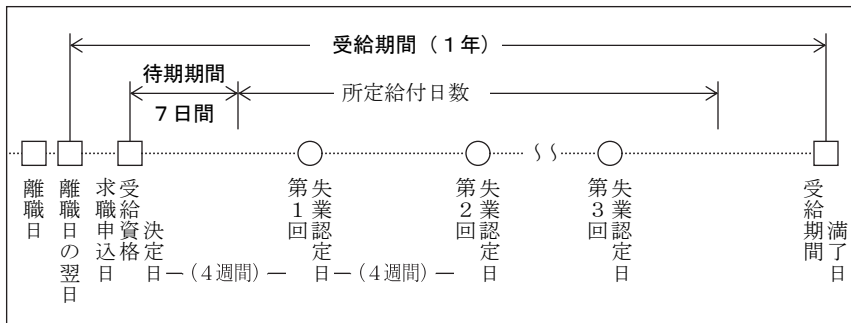

※ ただし、**特定受給資格者**または**特定理由離職者**の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算6ヵ月以上あること
賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、または、労働時間数が80時間以上ある月を1ヵ月として計算する。

特定受給資格者とは、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者のことです。**特定理由離職者**とは、労働契約が更新されなかったために離職した有期労働契約者（いわゆる「雇止め」）などのことです。

(2) 受給手続

- ① 退職した事業所から**離職票**を受け取ります。
- ② 本人の住所地を管轄する公共職業安定所で**求職の申込み**をします。
- ③ 受給資格が決定されると、公共職業安定所から受給資格者証が交付され失業の認定日（原則として4週間に1回）が指定されます。
- ④ 失業の認定日に公共職業安定所に出頭し、受給資格者証と**失業認定申告書**を提出し、失業の認定を受けます。
- ⑤ 基本手当は、**4週間に1回**、失業の認定を受けた日数分が支給されます（本人指定の金融機関の口座に振込み）。

■基本手当の受給スケジュール

(3) 受給期間  頻出!

基本手当の受給期間は、原則として、**離職した日の翌日から1年間**です。ただし、受給期間内に出産や傷病・起業等の理由により、引き続き30日以上職業に就くことができない場合には、所定の期間内に申出をすることにより、受給期間を最長で離職日の翌日から4年以内（延長できる期間は最長で3年間）まで延長できます。受給期間を経過した場合は、所定給付日数が残っていても、原則として基本手当は支給されません。

(6) 基本手当の所定給付日数  **頻出!**

所定給付日数とは、基本手当の支給を受けられる日数で、年齢、算定基礎期間、再就職の難易度に応じて定められています。算定基礎期間とは、基本手当の所定給付日数を決定するための基礎となる被保険者であった期間のことです。

- ① 自己都合による離職による場合（②を除く）〔特定受給資格者以外〕
自分の意思で離職した人や定年退職者が該当します。

算定基礎期間 離職時の年齢	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢共通	90日	120日	150日

- ② 就職が困難な受給資格者（障害者等就職が困難と認められる者）

算定基礎期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

- ③ 特定受給資格者（②を除く）

倒産、解雇等による離職者が該当します。なお、雇止めによる離職者（特定理由離職者）も、特定受給資格者とみなされます。（暫定措置）

算定基礎期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

5 高年齢求職者給付金

【雇用保険の基本手当と高年齢求職者給付金との比較】

	基本手当	高年齢求職者給付金
被保険者	一般被保険者	高年齢被保険者
年齢	65歳未満	65歳以上
給付制限期間	あり	あり
失業の認定	4週間ごとに1回 (分割支給)	1回 (一時金支給)

(1) 高年齢求職者給付金の支給額（一時金）

- ・被保険者期間1年以上：基本手当日額×50日分
- ・被保険者期間1年未満：基本手当日額×30日分

(2) 受給要件

離職前1年間に被保険者期間が通算して6カ月以上あることなど、支給要件を満たすたびに受給することができます。

6 就職促進給付

■就業手当と再就職手当の違い

就業手当⇒常用雇用以外の雇用形態で就業した場合（パートなど）に支給される

再就職手当⇒常用雇用の形態で就業した場合（正社員など）に支給される

(1) 就業手当

所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して臨時的な就職や就労をした場合に、基本手当日額の30%が、働いた日にも賃金に上乗せして支給されます。

(2) 再就職手当

基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業（事業開始を含む）に就いた場合に、基本手当日額に「基本手当の支給残日数」の60%または70%を乗じて得た額が支給されます。

また、再就職後の賃金が離職前の賃金より低い場合には、一定の要件を満たすと、基本手当の支給残日数の40%を上限として低下した賃金の6カ月分が、就職促進定着手当として支給されます。

(3) 常用就職支度手当

45歳以上の人または就職が困難な人（障害者等）が安定した職業に就いた場合に、原則として、「基本手当日額×90」の40%が支給されます。

7 教育訓練給付

教育訓練給付金には、(1)一般教育訓練、(2)専門実践教育訓練、(3)特定一般教育訓練についての3種類があります。

(1) 一般教育訓練

教育訓練給付金は、被保険者期間が**3年以上**（初回に限り1年以上）ある被保険者が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講・修了したときに、支給されます。被保険者でない場合は、離職日の翌日から受講開始日まで

が1年以内でなければならないなどの要件があります。

支給額は、教育訓練施設に支払った費用の20%相当額（上限10万円）です。支払った費用が4,000円を超えない場合は支給されません。

(2) 専門実践教育訓練

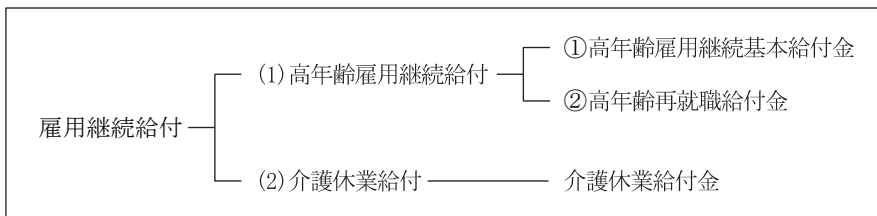
教育訓練給付金は、一般教育訓練の支給要件より厳しくなっています。支給額は、教育訓練施設に支払った費用の50%相当額（上限年間40万円）です。資格取得などの上で就職に結びついた場合にはさらに20%が追加で支給されます。

(3) 特定一般教育訓練

教育訓練給付金は、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座（特定一般教育訓練）を受ける場合に、教育訓練施設に支払った費用の40%相当額（上限20万円）が支給されます。

8 雇用継続給付 頻出！

高齢者や介護休業取得者が、職業生活を円滑に継続できるよう支援することを目的とした給付です。

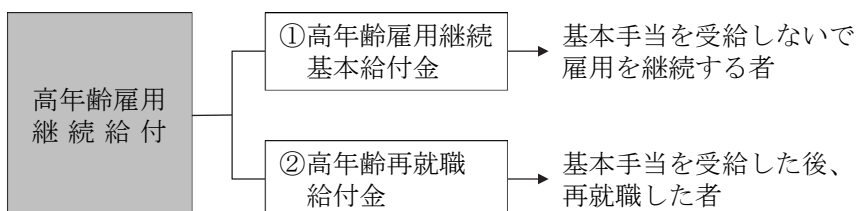


(1) 高齢年齢雇用継続給付

■ 受給要件

- ・ 雇用保険の被保険者であった期間が5年以上あること
- ・ 60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者であること
- ・ 賃金額が60歳到達時の賃金額の75%未満であること

60歳以降も引き続き勤務を続けるか、再就職して雇用保険の被保険者となる場合に、一定要件のもと受給できます。



9 マルチジョブホルダー制度

複数の事業所に雇用されている65歳以上の労働者（週の所定労働時間が合計20時間以上かつ雇用見込みが31日以上であることなど一定要件を満たした）がハローワークに申し出ると雇用保険の高年齢被保険者になることができる制度。

10 育児休業給付 頻出！

育児休業を開始した日から終了した日までの日数について、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。育児休業は、男女ともに各々分割して2回取得できます。育児休業期間中の社会保険料は労使ともに免除になります。

■育児休業給付額：休業開始時賃金月額×67%（休業開始後181日以降は50%）

なお、「休業開始時賃金日額×支給日数」の80%以上の賃金が支払われている場合は、支給されない。

■育児休業の期間：子が1歳※に達するまでの間

※ 保育所に入所できないなど、一定の場合は、2歳。

1歳以降も取得する場合は、夫婦で途中交代できるように、1歳～1歳6ヵ月と1歳6ヵ月～2歳の各期間につき夫婦各々1回取得可能。

■要件：育児休業開始日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある（就業時間数が80時間以上ある場合でも可）月が12ヵ月以上ある。

<父親の育児休業取得を促進する制度>

●パパ・ママ育休プラス

両親がともに育児休業を取得する場合、1歳→1歳2ヵ月※まで延長。

※ 子が1歳に達する日において、母親または父親が育児休業中であり、かつ、次の事情がある場合には、1歳6ヵ月（再延長で2歳）まで延長可能。

- ・保育所等の入所を希望しているが、入所できない場合
- ・配偶者が死亡する等で子を養育できない場合

●産後パパ育休（出生時育児休業）

育休とは別に、子の出生後8週間以内に合計4週間（事前申出により2分割可）まで取得可能です。一定の要件を満たすと出生時育児休業給付金が支給されます。

11 雇用二事業

雇用保険は失業等給付を中心にしていますが、このほかに失業の予防や雇用機会の増大（雇用安定事業）、能力の開発や向上促進（能力開発事業）なども行なっています。保険料は、事業主が**全額負担**している。

(1) 雇用安定事業

被保険者および被保険者であった者に関し失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等を目的とする雇用安定事業を行ないます。

（例）事業主に対する助成金の支給など

(2) 能力開発事業

被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、能力開発・能力向上を促進する目的で、職業訓練等の補助などの能力開発事業を行ないます。

（例）在職者や離職者に対する訓練やキャリア形成促進助成金の支給など

[Memo]

<理解度テスト>

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印をつけなさい。

- () (1) 満3歳未満の子を養育するための育児休業等期間における健康保険の保険料は、本人負担分、会社負担分のいずれも徴収されない。
- () (2) 健康保険の任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となる。
- () (3) 国民健康保険は、健康保険など職域保険の適用を受ける者や生活保護を受けている世帯、原則75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者などを除く、市区町村に住所を有するすべての住民が対象となる。
- () (4) 国民健康保険では、自己負担が一定額を超えた場合に、高額療養費の給付はない。
- () (5) 公的介護保険の第2号被保険者が交通事故に遭い、介護保険に定める要介護または要支援状態になった場合、介護保険から給付が受けられる。
- () (6) 公的介護保険の第1号被保険者の保険料は、原則として、公的年金から天引きされる。
- () (7) 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の介護保険料率は、都道府県によって保険料率が異なる。
- () (8) 労働者災害補償保険の保険者は政府であり、ごく一部の事業を除き、一人でも労働者を使用している事業所は強制的に加入が義務付けられている。
- () (9) 労働者災害補償保険の保険料の負担は、労使折半である。
- () (10) 労働者災害補償保険の適用を受ける労働者には、適用事業所に使用され賃金を支払われる者であっても、アルバイトやパートタイマーは含まれない。
- () (11) 労災指定病院などで、労働者が療養補償給付として、療養の給付を受けた場合、療養に要する費用の3割を自己負担しなければならない。
- () (12) 雇用保険の基本手当では、自己都合退職した場合に限り、7日間の待期期間が設けられている。
- () (13) 雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者が、60歳時点の75%未満の賃金で就労している場合には、一定の要件を満たせば高年齢雇用継続給付が受けられる。
- () (14) 雇用保険の育児休業給付金は、原則として3歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たせば支給される。
- () (15) 雇用保険の介護休業給付金の支給対象となる家族には、雇用保険の被保険者の配偶者の父母も含まれる。

<解答>

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) ○ 正しい記述である。
- (3) ○ 正しい記述である。
- (4) × 国民健康保険では、健康保険と同様に、高額療養費の給付がある。
- (5) × 公的介護保険の第2号被保険者は、老化を原因とする疾病または末期がんによって要介護または要支援状態になった場合に限り、給付を受けられる。したがって交通事故が原因の場合は給付を受けられない。
- (6) ○ 正しい記述である。
- (7) × 介護保険料率は全国一律である。
- (8) ○ 正しい記述である。
- (9) × 労働者災害補償保険の保険料は、事業主が全額負担するため、自己負担はない。
- (10) × アルバイトやパートタイマーも含まれる。
- (11) × 業務上の負傷または疾病で、労災指定病院などで療養の給付を受ける場合、療養補償給付として療養に要する費用の全額が給付される。労働者の自己負担はない。
- (12) × 雇用保険の基本手当では、離職理由に関わらず、7日間の待期間が設けられている。
- (13) ○ 正しい記述である。
- (14) × 原則として1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たせば支給される。なお、最大で2歳となった日の前日まで延長できる場合がある。
- (15) ○ 正しい記述である。

<キーワードチェック>

- ❑ 健康保険の被保険者と同居している60歳以上の親が、その被保険者の被扶養者と認定されるための年収要件は、(①) 万円未満である。
- ❑ 健康保険の被保険者のうち、70歳以上75歳未満の現役並み所得者（上位所得者）の一部負担金の割合は(②) 割である。
- ❑ 健康保険の被保険者が傷病手当金を受給できる期間は、支給開始日から通算して(③) である。
- ❑ 健康保険の被保険者が産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したときには、一児ごとに(④) 万円の出産育児一時金が支給される。
- ❑ 組合管掌健康保険の任意継続被保険者になるには、資格喪失日の前日までに継続して(⑤) 以上の被保険者期間があり、健康保険組合に申請する必要がある。
- ❑ 健康保険の任意継続被保険者に対しては、資格喪失後の継続給付に該当する場合を除き(⑥) は支給されない。
- ❑ (⑦) 歳以上の人は、「後期高齢者医療制度」が適用される。
- ❑ 公的介護保険では、(⑧) 歳以上の者を第1号被保険者といい、40歳以上(⑧) 歳未満の者を第2号被保険者という。
- ❑ 業務上の負傷による療養のため休業し、賃金を受けない日が(⑨) 日以上に及ぶ場合、休業第(⑨) 日目から休業補償給付が支給される。
- ❑ 雇用保険の基本手当の受給期間は、原則として離職した日の翌日から(⑩) 年間であり、受給期間経過後は所定給付日数が残っていても、基本手当を受給できない。
- ❑ 雇用保険の一般被保険者が基本手当を受給するには、原則として離職の日以前(⑪) 年間に被保険者期間が通算して(⑫) ヶ月以上あること等の要件を満たす必要がある。
- ❑ 雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受けるためには、原則として60歳到達時に雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して(⑬) 年以上必要である。
- ❑ 雇用保険の高年齢再就職給付金を受けるためには、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が(⑭) 日以上残っていることが1つの要件である。
- ❑ 雇用保険の育児休業給付金の支給額は、育児休業を開始してから180日までは休業開始前の賃金の67%で、それ以降の期間は休業開始前の賃金の(⑮) %である。

<解答>

- ①180 ②3 ③1年6ヵ月 ④50 ⑤2ヵ月 ⑥傷病手当金および出産手当金 ⑦75
⑧65 ⑨4 ⑩1 ⑪2 ⑫12 ⑬5 ⑭100 ⑮50

第6章

公的年金

CONTENTS

- ★ 1 公的年金制度の概要
- ★★★ 2 国民年金の被保険者と保険料
- ★★★ 3 国民年金の保険料免除制度と追納
- ★★ 4 厚生年金保険の基礎知識
- ★ 5 公的年金の給付の種類
- ★★★ 6 老齢給付①(老齢基礎年金)
- ★★★ 7 老齢給付②(65歳からの老齢厚生年金)
- ★★★ 8 老齢給付③(特別支給の老齢厚生年金)
- ★★★ 9 老齢給付④(加給年金と振替加算)
- ★★★ 10 老齢給付⑤(在職老齢年金)
- ★★ 11 障害給付
- ★★★ 12 遺族給付①(全体像と遺族基礎年金)
- ★★★ 13 遺族給付②(遺族厚生年金)
- ★★★ 14 併給調整など
- ★ 15 公的年金給付のルール等

■この章のポイント

年金制度には、公的年金と私的年金がある。国が運営する強制加入の年金を公的年金といい、「国民年金」「厚生年金」の2種類がある。全国民共通の基礎年金としての役割を担う「国民年金」は、被保険者を3種類(第1号・第2号・第3号)に区分している。

公的年金は、老齢、障害、死亡の原因によって、要件を満たしたときに支給される。学習の中心は老齢給付の部分である。

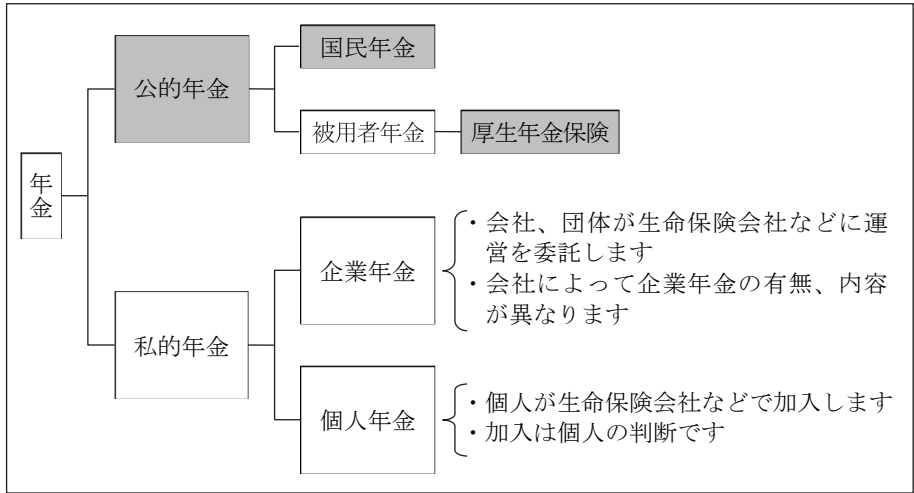
1 公的年金制度の概要

★

公的年金制度の考え方、概要をつかむ

Theme

1 年金の体系



(1) 国民年金

公的年金の被保険者は、一部の例外を除いて全員が加入しています。将来、ここから**基礎年金**が支給されます。

(2) 被用者年金

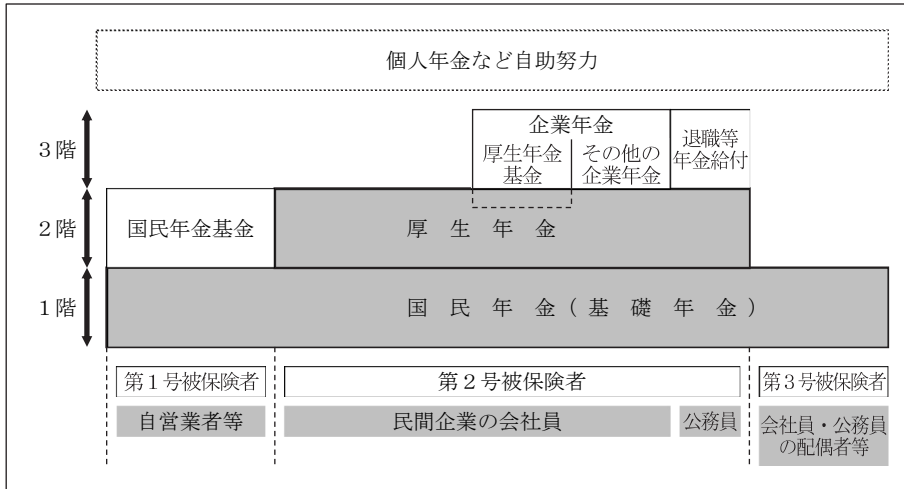
公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に雇用されている人が加入する年金を被用者年金といいます。被用者年金には厚生年金保険があり、基礎年金に上乗せする形で報酬比例の年金（老齢厚生年金など）が支給されます。

(3) 被用者年金の一元化

従来は公務員および私立学校の教職員は、厚生年金保険とは異なる制度の各共済組合制度に加入していました。これを同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の給付を受けるという公平性を確保するため、2015年10月に被用者年金の一元化が行われました。共済年金と厚生年金保険の制度的な差異は、基本的に厚生年金保険に揃えて解消します。

公務員の場合、共済年金に上乗せして職域年金（報酬比例部分の20%相当額）が3階部分として支給されていましたが、被用者年金の一元化に伴い、職域年金は廃止されました。廃止後の新たな年金は、民間の企業年金に相当する退職等年金給付（年金払い退職給付）が設けられました。

2 公的年金制度など3階建ての体系



■の部分には公的年金

- ・ 1階部分……全国民に共通した年金（基礎年金）。すべての国民が国民年金制度に加入し、加入者に共通に給付される年金を「基礎年金」といいます。
- ・ 2階部分……国民年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する被用者年金、国民年金基金（任意加入）があります。
- ・ 3階部分……企業年金等（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金など）

公的年金制度で共通して使用する個人ごとの番号を「基礎年金番号」といいます。すべての加入期間を通じて同じ番号で記録が管理されます。

3 日本における年金制度の考え方

(1) 社会保険方式

日本における年金制度は社会保険方式にもとづいています。

現役時に働いて得た収入から保険料を納めることによって、日本年金機構に、保険料納付実績が記録されます。そして自分が高齢者になった時に、保険料納付記録に基づいて計算された額の年金が支給されます。

日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど主要先進国の制度は、すべて「社会保険方式」を採用しています。税財源により、実質的に生活を保障する年金を、保険料の支払い実績に関係なく、所得制限なしで支給する制度は、ニュージーランドのみです。

(2) 世代間扶養

政府は、保険料を払うことを法律で義務付けており、保険料を支払う義務を果たすと、高齢者の生活を支える義務を果たしたと評価します。

そして、将来、自分が高齢者になったときに、かつて高齢者に対して貢献した度合い（保険料納付実績）に応じて、子や孫に当たるその時代の現役世代から仕送りされてくる年金を受け取ることを権利として与えるのです。つまり、現役世代の保険料を年金受給世代に仕送りしていると考えられるのです。また、各世代間において仕送りを順繰りに行うことを想定しています。この順繰りに世代を支えあう考え方を「**世代間扶養**」といいます。

(3) 国民皆年金

わが国では、自営業者や無業者も含め、原則として、20歳以上60歳未満のすべての人が公的年金制度の対象になっています。これを国民皆年金といいます。

国民皆年金制度によって、安定的な保険料を集めることが可能となるので、社会全体で老後の所得に対応していくことが可能になっています。

2 国民年金の被保険者と保険料

★★★

国民年金の強制被保険者の種別は、3種類ある

Theme

1 国民年金の被保険者

(1) 強制加入被保険者の種別

1986年4月からは、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、全員国民年金に加入することが義務付けられました（強制加入）。しかし、自営業者、会社員、公務員、会社員・公務員の配偶者では保険料の徴収方法が異なるので、国民年金の被保険者の種別を区分しています。そのため、国民年金では加入者を第1号被保険者（自営業者、農業者、学生など）、第2号被保険者（厚生年金保険の加入者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）の3種類に分けています。

被保険者の種別	該当する者
第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号・第3号以外の者。自営業・自由業・フリーター・大学生・無職の人・農業従事者・国会議員など。外国籍でも可。
第2号被保険者	厚生年金保険の加入者（会社員、公務員、私学の教職員等）。 60歳以降65歳に達するまで厚生年金保険に加入し続ける場合は、第2号となり被保険者資格は継続されますが、被用者年金制度の老齢年金の受給者となったときは被保険者資格を喪失します。
第3号被保険者	厚生年金保険の加入者である第2号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）で、20歳以上60歳未満であり、年収が130万円未満の者。

■要件のまとめ

	国籍要件	国内居住要件	20歳以上60歳未満という要件
第1号被保険者	×	○	○
第2号被保険者	×	×	×
第3号被保険者	×	(注) ○	○

○…要件あり ×…要件なし

(注) 2020年4月から第3号被保険者の認定において、原則として「国内に居住していること」という要件が導入されました（※外国において留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する者、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者等についても一定要件を満たせば第3号被保険者として認定されます）。

従来は25年でしたが、2017年8月より10年に短縮されました。

(2) 任意加入被保険者

65歳になると、国民年金から年金が支給されます。これを「老齢基礎年金」といいますが、原則として、国民年金に10年以上*加入している人にしか支給されません。そこで、過去に未加入期間がある等、加入期間が不足している人のために老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない人や、満額の老齢基礎年金を受給できない場合に年金額を増やしたい人を対象としたものが、任意加入です。

次のいずれかに該当する人は、申し出により、任意加入被保険者となることができます。任意加入して、保険料を納めた期間は、第1号被保険者の保険料納付済期間と同様の取扱いをすることになっています。

- ① 日本に住所を有する60歳以上65歳未満の人。
- ② 日本国籍を有し、海外に住所を有する20歳以上65歳未満の人。
- ③ 65歳以上70歳未満の人で、老齢年金の受給権を有していない人は、受給資格を満たす目的でのみ70歳まで任意加入できる。

2 国民年金の保険料

被保険者の種別	保 険 料
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人に納付義務があります（本人に収入がない場合は世帯主が連帯して負担します）。 ・2024年度の保険料は月額16,980円で、当月分を翌月末日までに納めますが、前納による割引や、口座振替による早取割引があります。前納には最大2年前納制度があります。 ・保険料の納付が困難な者に対する保険料免除制度があります。 ・滞納した場合、納付期限から2年以内であれば納めることができます。 ・産前産後期間中の国民年金保険料が免除されます。出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として免除を受けた期間は、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として取り扱われます。
第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・月給とボーナスから厚生年金保険の保険料が天引きされています。 ・国民年金の保険料は、加入している厚生年金保険から一括して拠出されているため、厚生年金保険の保険料（掛金）以外に負担する必要はなく、国民年金としての個人的な納付は不要です。
第3号被保険者	<p>配偶者の加入している年金制度から拠出されているため、国民年金としての個人的な納付は不要です。</p>

■基礎年金拠出金

被用者年金保険者は、厚生年金保険の保険料として徴収した金額のうちから、基礎年金拠出金として計算した額を国民年金制度にお金を支出します。

例えば、会社員から徴収された保険料は、いったん厚生年金保険のお財布に納められます。そして、そのお財布から、「国民年金のお財布」へその一部が移動するイメージです。この移動するお金のことを「基礎年金拠出金」と言います。つまり、会社員も間接的に国民年金の保険料を納めていることとなります。

3 第3号被保険者の届出

第3号被保険者になるには、健康保険の被扶養者と認定されることが基準になり、年収130万円未満（障害者の場合は180万円未満）で、被保険者の収入の2分の1未満であることとされています。第3号被保険者に該当した場合は、**配偶者の勤務する事業主を経由して届出が必要**です。届出していない場合、第3号被保険者とはなりません。

4 被保険者資格の取得・喪失の手続き

具体例	種別	手続き
高卒で会社に就職した	無資格→第2号	会社が手続きする
大学生が20歳になった	無資格→第1号	住所地の市区町村役場へ届出
会社員が転職した	第2号→第2号	会社が手続きする
女性会社員が結婚して専業主婦になった	第2号→第3号	夫の会社が手続きする
夫が60歳未満で退職した (妻は専業主婦)	夫：第2号→第1号 妻：第3号→第1号	住所地の市区町村役場へ届出

ケーススタディ

以下の設例を読んで、次の1～4の文章のうち、最も適切なものはどれか。なお、柳原さん夫婦は2人暮らしであり、ともに日本国内に居住しているものとします。

〈設例〉

夫：柳原康雄さん（厚生年金保険の適用事業所で働く会社員で、今年60歳になり、退職する予定。退職後は、再就職は予定していない）

妻：柳原曜子さん（今年57歳になる専業主婦）

1. 妻は、60歳になるまで国民年金の第3号被保険者となる。
2. 夫が60歳になり退職すると、妻は第1号被保険者となり、市区町村役場の国民年金課へ種別変更の届け出が必要である。
3. 退職後も引き続いて、夫は第2号被保険者、妻は第3号被保険者となる。
4. 退職後は、夫は第3号被保険者、妻は第1号被保険者となり、市区町村役場の国民年金課へ夫婦それぞれ種別変更の届け出が必要である。

正解 2

1. × 夫が退職したら妻は60歳になるまで第1号被保険者となる。
2. ○ 退職の際には、妻は第1号被保険者への種別変更が必要である。
妻は、夫が第2号被保険者の期間は、第3号被保険者である。夫が、60歳になり退職すると、妻は第1号被保険者となり、市区町村役場の国民年金課へ種別変更の届け出が必要となる。
3. × 退職後、夫は第2号被保険者にはなれず、妻は60歳になるまで第1号被保険者となる。
4. × 夫は第3号被保険者に該当しない（p.137参照）。

3 国民年金の保険料免除制度と追納 ★★★

第1号被保険者の保険料免除制度の種類と内容を理解する

Theme

1 免除制度とは

失業等によって収入を失えば、国民年金保険料を納めることが困難になる事態も生じてきます。そのために、国民年金は保険料免除制度を設けています。対象者は、自営業者や無職の人など国民年金の**第1号被保険者**だけです。保険料免除の届出申請先は、住所地の市区町村役場です。

免除の種類には「**法定免除**」と「**申請免除**」があり、その他、特例として、「**学生納付特例制度**」と「**納付猶予制度**」があります。

2 法定免除

生活保護による生活扶助を受けている人や、**障害基礎年金**または**障害等級1級**もしくは**2級の障害厚生年金**を受給している人が当てはまります。届出によって当然に免除になります。

なお、免除された期間は、年金の加入期間として認められ、受給資格期間に算入されます。給付については、**負担割合に応じて反映**されます。

3 申請免除

失業などにより収入を失ったなど、生活困窮によって保険料が納められない理由のある人は免除の申請手続きを行うことで、免除を認めるか認めないかの審査を受けます。

免除の判定の対象とされる人は、**被保険者本人**だけでなく、**被保険者の配偶者**、および**世帯主**であり、それぞれが各段階の免除基準に該当していることが必要です。

申請して認められる国民年金保険料の免除は従来、保険料の全額を免除する「**全額免除**」でした。前年の合計所得が135万円以下の未婚ひとり親や寡婦・寡夫は、全額免除の対象です。2002年から保険料の半額を免除する「**半額免除制度**」が実施され、2006年7月から「**4分の3免除**」「**4分の1免除**」も加えられて、現在、**4段階**で実施されています（**多段階免除制度**）。

なお、免除された期間は、年金の加入期間として認められ、受給資格期間に算入されます。給付については、**負担割合に応じて反映**されます。

■法定免除・申請免除を受けた場合の基礎年金の給付

基礎年金の給付については、その財源の一部が国庫負担されています。国庫負担割合は、従来3分の1でしたが、2009年度から2分の1へ引き上げられました。

これにより、法定免除・申請免除を受けた期間の評価も、3分の1から2分の1に引き上げられました。

① 「国庫負担3分の1」の場合（2008年度まで）

免除期間の評価は3分の1として計算します。

免除なし	国庫負担分←	→保険料分	(満額)	$\left(\frac{6}{6}\right)$	
$\frac{1}{4}$ 免除			$\left(\frac{5}{6}\right)$		保険料納付月数の $\frac{5}{6}$ 換算
半額免除			$\left(\frac{4}{6}\right)$		保険料納付月数の $\frac{2}{3}$ 換算
$\frac{3}{4}$ 免除			$\left(\frac{3}{6}\right)$		保険料納付月数の $\frac{1}{2}$ 換算
全額免除			$\left(\frac{2}{6}\right)$		保険料納付月数の $\frac{1}{3}$ 換算

② 「国庫負担2分の1」の場合（2009年度以降）

免除期間の評価は2分の1として計算します。

免除なし	国庫負担分←	→保険料分	(満額)	$\left(\frac{8}{8}\right)$	
$\frac{1}{4}$ 免除			$\left(\frac{7}{8}\right)$		保険料納付月数の $\frac{7}{8}$ 換算
半額免除			$\left(\frac{6}{8}\right)$		保険料納付月数の $\frac{3}{4}$ 換算
$\frac{3}{4}$ 免除			$\left(\frac{5}{8}\right)$		保険料納付月数の $\frac{5}{8}$ 換算
全額免除			$\left(\frac{4}{8}\right)$		保険料納付月数の $\frac{1}{2}$ 換算

4 学生納付特例制度

国民年金は20歳から強制加入となっていますが、収入のない学生も多いため、2000年4月に「学生納付特例制度」が設けられました。この特例は、親の収入等に関係なく、**学生本人の前年の所得**に応じて、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

(1) 対象者

対象者は、大学や専門学校の20歳以上の学生で、一定所得以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予されます。

保険料免除期間は、年金の加入期間（受給資格期間）には算入しますが、**老齢基礎年金額には反映されません**。しかし、**10年以内であれば保険料を納付（追納）することもできます**。追納した場合は、老齢基礎年金額にも反映されます。

(2) 学生納付特例制度のポイント

- ① 20歳以上の学生には保険料の納付特例制度がある。
- ② 申請は毎年必要。申請場所は市区町村役場（大学等によっては、大学等の窓口でも申請手続が可能）。
- ③ 免除期間は年金の受給資格期間には算入するが、年金額には反映しない。
- ④ 免除期間中に障害を負った場合は、障害基礎年金が支給される。
- ⑤ 免除された保険料は、10年間さかのぼって追納できる。
- ⑥ **学生本人の所得（前年）**で判定される。

5 納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者が、**本人と配偶者の前年（1月から6月までの月分の保険料については前々年）の所得**が免除基準に該当する場合、申請により国民年金保険料の納付を猶予する仕組みです。


(1) 対象者

対象者は、50歳未満の第1号被保険者で、一定所得以下の場合国民年金保険料の納付が猶予されます。

保険料免除期間は、年金の加入期間（受給資格期間）には算入しますが、**老齢基礎年金額には反映されません**。しかし、**10年以内であれば保険料を納付（追納）することもできます**。追納した場合は、老齢基礎年金額にも反映されます。

(2) 納付猶予制度のポイント

- ① 50歳未満の第1号被保険者には保険料の納付猶予制度がある。
- ② 納付猶予期間は年金の受給資格期間には算入するが、年金額には反映しない。
- ③ 納付猶予期間中に障害を負った場合は障害基礎年金が支給される。
- ④ 納付猶予された保険料は10年間さかのぼって追納できる。
- ⑤ 本人と配偶者の所得（前年）で判定される。

6 保険料の追納  **頻出!**

(1) 追納ができる者

保険料の免除を受けた者が、その後保険料を納めることができるようになったときは、将来有利な年金が受けられるように法定免除、申請免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除）、学生納付特例期間、納付猶予期間とされた期間について、保険料を後から納付することができます。これを保険料の**追納**といいます。

(2) 追納できる保険料免除期間

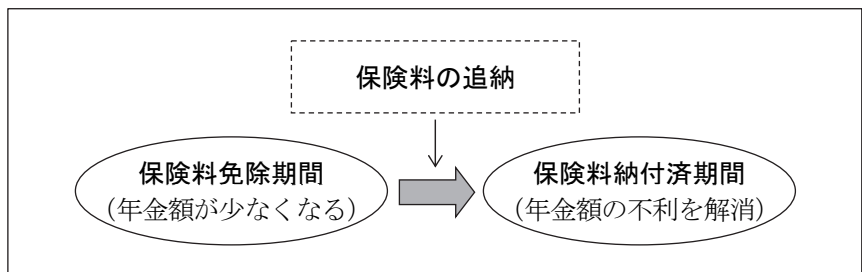
追納にかかる承認を受けた月前**10年以内**の全部または一部の期間です。

なお、老齢基礎年金の受給権者は、年金額が確定しているので追納することができません。

(3) 追納すべき保険料額

「保険料の免除を受けた当時の保険料の額＋政令で定める利息額」です。ただし、保険料の免除等を受けてから、一定期間内に追納するときは、当時の保険料のみを納付すればよいことになっています。

■ 追納の効果



4 厚生年金保険の基礎知識

★★

保険料は、労使折半負担で給与賞与から天引きされる

Theme

1 適用事業所 頻出!

厚生年金保険の適用対象となる事業所のことを適用事業所といいます。

すべての法人事業所は、業種を問わず、常時従業員を1人でも使用すれば、厚生年金保険の**強制適用事業所**となります。なお、常時5人以上の従業員を雇用している法律、会計に係る士業の個人事業所も強制適用事業所となります。事業主や従業員の意思に関係なく強制的に加入しなければなりません。また、適用事業所に勤める従業員は、自動的に厚生年金保険の加入者になります。

なお、5人未満の個人事業所と5人以上でもサービス業の一部や農業・漁業などの個人事業所は、**任意適用事業所**となり、日本年金機構の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所とすることができます。

2 被保険者

(1) 当然被保険者

厚生年金保険の適用事業所に勤務する**70歳未満の者**は、被保険者となります。なお、パートタイマーは、就労形態や就労内容などを総合的に判断して、常用的使用関係が認められれば適用されます。その目安は、所定労働時間および所定労働日数の両方が、通常の労働者のおおむね4分の3以上であることとなっています。

なお、短時間労働者（パートタイマー等）でも、一定の要件のもと労使で合意をすれば、厚生年金保険に加入できるようになりました。要件は、健康保険の被保険者と同じ（p.86 **5**）。

(2) 任意単独被保険者

厚生年金保険の適用事業所以外の事業所に勤務する70歳未満の者は、事業主の同意を得て、単独で被保険者となることができます。

(3) 高齢任意加入被保険者

当然被保険者、任意単独被保険者ともに70歳未満でなければ被保険者となることはできませんが、70歳までに老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給資格を満たせない場合は、70歳を過ぎても高齢任意加入被保険者であることができます。適用事業所以外に勤務する場合は、事業主の同意を得るなど要件を満たす必要があります。

3 被用者年金の一元化による被保険者の区分

公務員や私立学校の教職員が、厚生年金保険に加入することにより、厚生年金保険の被保険者は以下のように4種類に分けられ、種別ごとに被保険者期間がカウントされます。種別ごとの被保険者期間ごとに実施機関が事務処理を行います。

種別	対象者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	一元化前の厚生年金保険の被保険者	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合連合会等の組合員	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合連合会等の組合員	地方公務員共済組合連合会等
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済の組合員	日本私立学校振興・共済事業団

4 厚生年金保険料

厚生年金保険料は、月給と賞与（ボーナス）から天引きされています。

(1) 保険料の額

標準報酬月額と標準賞与に対する保険料は、同じ保険料率で計算されます。これを総報酬制といい、2003年4月に導入されました。なお、保険料の負担は、事業主と被保険者との**労使折半**です。


$$[\text{標準報酬月額} \cdot \text{標準賞与額}] \times \text{保険料率 (18.3\%)}$$

① 標準報酬月額

健康保険料と同様に、標準報酬月額をもとに保険料を計算します。厚生年金保険の標準報酬月額は、第1級88,000円から第32級650,000円までの32等級に分かれています。

② 標準賞与額

厚生年金保険における標準賞与額に関する保険料賦課の上限額は、1回150万円です。

(2) 育児休業中の保険料免除  **頻出!**

育児休業中の保険料は、子が3歳になるまで申請により本人負担分・事業主負担分ともに免除されます。なお、年金額の計算では保険料納付済期間となります。

また、子が3歳になるまで、勤務時間を短縮するなどして働いたことで、標準報酬月額が低下し、休業前よりも低い標準報酬に基づき保険料を納付した場合でも、将来の年金受取額が低下しないように、年金額の算定上は育児休業前の標準報酬で保険料が納付されたものとみなされます。

なお、産前産後休業中（原則産前6週間、産後8週間）の保険料についても、申請により本人および事業主負担分ともに免除されます。

5 公的年金の給付の種類

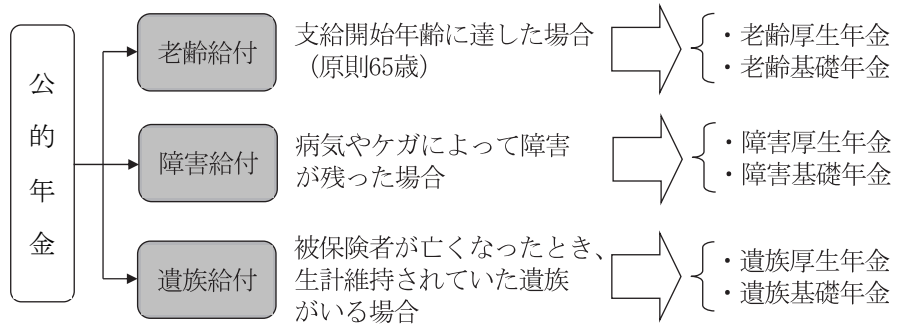


①老齢、②障害、③死亡の支給事由がある

Theme

1 公的年金給付の支給事由

年金給付の種類は、①老齢、②障害、③死亡の原因によって、一定要件を満たしたときに支給されます。国民年金と厚生年金保険について整理すると次のとおりです。



2 被保険者の種別と年金給付

	第1号・第3号被保険者	第2号被保険者	
	国民年金	国民年金	厚生年金保険
老齢給付	老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢厚生年金
障害給付	障害基礎年金 (1級、2級)	障害基礎年金 (1級、2級)	障害厚生年金 (1級、2級、3級) 障害手当金
遺族給付	遺族基礎年金 寡婦年金(※) 死亡一時金(※)	遺族基礎年金	遺族厚生年金

(※)は第1号被保険者の独自給付

■ 2階建て年金

2階	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
1階	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

3 年金額のスライド

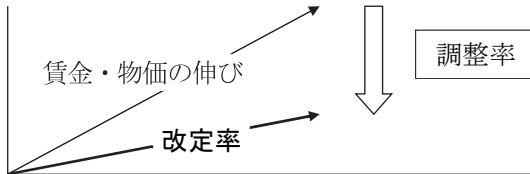
公的年金では、物価の変動に応じて年金額の実質価値を維持するため、消費者物価指数の変動によって年金給付額を調整する「物価スライド制」がとられていました。2004年の年金制度改正により給付水準の調整方法として「マクロ経済スライド」が導入されることになりました。「マクロ経済スライド」とは、現役世代の公的年金加入者の減少と平均余命の伸びを年金額の調整に反映させることで、年金額の伸びを抑制して改定する仕組みのことをいいます。

「マクロ経済スライド」による調整は、本来、2004年10月から実施されることになっていましたが、物価スライドによる特例水準が解消されるまで、実施しないことになっていました。2015年4月に物価スライドによる特例水準が解消され、いよいよ「マクロ経済スライド」が始動しました。

■マクロ経済スライドのイメージ

① 賃金や物価がある程度上昇した場合

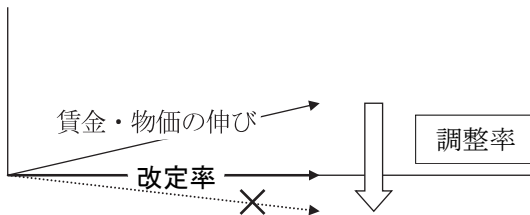
(「賃金(物価)変動率 \geq 調整率」の場合)



賃金・物価の伸びを調整率を用いて抑制した率を「改定率」とする。

② 賃金や物価の上昇が小さい場合

(「賃金(物価)変動率 $<$ 調整率」の場合)



賃金・物価の伸びを調整率を用いて抑制するが、マイナス改定はしない(「改定率」は増減なし)

4 財政検証

政府は、国民年金および厚生年金に係る「財政の現況及び見通し」（いわゆる財政検証）を、少なくとも**5年**ごとに作成しなければならない。

- ・保険料、国庫負担の額、保険給付に要する費用の額などについて、現況および見通し
- ・おおむね100年を財政均衡期間と定め、収入と支出のバランスをとるために、**マクロ経済スライド**の仕組みで年金の給付水準を調整している。
- ・「夫婦2人を想定した、いわゆるモデル世帯の年金受給額」の「現役男子の平均手取り収入額」に対する割合である所得代替率が、**100分の50を上回るような給付水準を将来にわたり確保する。**

5 2024年度の年金額 [新規裁定者のケース：1957年4月2日以降生まれ]

2024年度の年金額は、次のとおりです。

なお、既裁定者のうち2024年度に68歳になる1956年4月2日～1957年4月1日生まれの者も次のとおりです。

老 齢 基 礎 年 金 (満 額)		
2 級 障 害 基 礎 年 金		816,000円 ^{※1}
遺 族 基 礎 年 金		
1 級 障 害 基 礎 年 金		1,020,000円 ^{※2}
障害・遺族基礎年金の子の加算額 (第1子・第2子)		234,800円
同、子の加算額 (第3子以降)		78,300円
加給年金額	① 配偶者	234,800円
	② 第1子、第2子	
	③ 第3子以降	78,300円
3級障害厚生年金の最低保障額 および中高齢寡婦加算額		612,000円

※1 既裁定者：1956年4月1日以前生まれは、813,700円

※2 既裁定者：1956年4月1日以前生まれは、1,017,125円

6 老齢給付①（老齢基礎年金）

★★★

老齢基礎年金は、原則65歳から支給される

Theme

1 老齢基礎年金の支給開始年齢

国民共通の老齢基礎年金は、本来、**65歳から支給**されます。

しかし、本人の希望により60～64歳のいつからでも老齢基礎年金を受給することができます。これを「**繰上げ支給**」といいます。逆に、65歳からではなく、支給開始を繰り下げて75歳までの間に受給することもできます。これを「**繰下げ支給**」といいます。なお、付加年金の受給権者は同時に、受給額が減額または増額されます。

なお、繰上げ支給、繰下げ支給とも、一度手続きをすると**取り消すことはできません**。

2 繰上げ支給と繰下げ支給 **頻出!**

(1) 繰上げ支給

60歳から65歳になるまでの間に繰上げて老齢基礎年金を受給する場合には、年齢に応じた減額率が適用され、**生涯にわたって年金額が減額**されます。

繰上げ支給を受けると、その後に受給権が発生しても障害基礎年金や寡婦年金は受給できません。また、国民年金に任意加入することはできなくなります。

(2) 繰下げ支給

66歳から75歳までの間に繰下げて老齢基礎年金を受給する場合には、年齢に応じた増額率が適用され、**生涯にわたって年金額が増額**されます。

なお、繰下げの増額率は、請求時の年齢が66歳0カ月の8.4%からスタートして、1ヵ月遅らすごとに0.7%増額となる。

(3) 支給率

繰上げ支給では、1ヵ月繰上げるごとに0.4%減額（1962年4月2日以降生まれの場合）されます。繰下げ支給では、1ヵ月繰下げごとに0.7%増額します。

例えば60歳0か月から繰上げ支給した場合、65歳からの額を100%とすると76%になり、本来の老齢基礎年金額から24%減額されます。

繰上げ（60歳から64歳）	「0.4%×繰上げた月数」が減額され、一生、減額された年金を受給する。最大24%減額
繰下げ（66歳から75歳）	「0.7%×繰下げた月数」が増額され、一生、増額された年金を受給する。最大84%増額

※ 70歳到達後に繰下げの申し出をせずに遡って年金を受け取る場合は、請求の5年前の日に繰下げの申し出をしたものとみなして増額した年金を5年分一括受取りできます（特例的な繰下げみなし増額制度）。

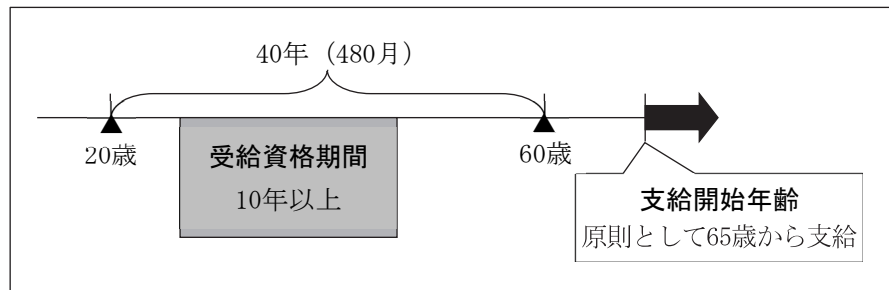
3 老齢基礎年金の受給要件

原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある人が65歳に達したときに、老齢基礎年金を受給することができます。

(原則) 保険料納付済期間+保険料免除期間 \geq 10年

10年を満たせない場合、合算対象期間を合わせて10年以上になれば受給資格を得られます。

(例外) 保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間 \geq 10年

**■** 受給資格期間

年金を受けるために必要な加入期間を「受給資格期間」といいます。これまでは受給資格期間が25年必要でしたが、2017年8月より10年に短縮されました。受給資格期間を満たしていない60歳以上65歳未満（1965年4月1日以前生まれの者は70歳未満）の者は、任意加入して保険料を納める（任意加入被保険者）ことができます。また、受給資格期間を満たしている65歳未満の者で、満額の老齢基礎年金を受給できない者も任意加入することができます。

(1) 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、文字どおり保険料を納めた期間です。

この期間の中には、第1号被保険者として保険料を納めた期間や、会社員等が該当する第2号被保険者の期間も含まれます。また、**第3号被保険者期間も保険料納付済期間**です。

(2) 保険料免除期間

第1号被保険者期間のうち、保険料の納付を免除された期間のことで、「法定免除」、「申請免除」により保険料が免除された期間の他に、「学生納付特例制度」、「納付猶予制度」を受けている期間も含まれます。

(3) 合算対象期間（カラ期間）

老齢基礎年金などの受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、**年金額には反映されない期間**のことです。年金額に反映されないため、「中身がカラっぽ」という意味で**カラ期間**と呼ばれていますが、正確には**合算対象期間**といいます。国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間や、第2号被保険者期間のうち、20歳未満および60歳以後の期間などが該当します。

（参考）専業主婦の「カラ期間」

夫が会社員で妻が専業主婦の場合、1986年4月より前は、夫が被用者年金（現在の厚生年金保険や共済年金）に加入していた場合、妻は国民年金に加入しても加入しなくてもよいとされていました。このため、専業主婦の多くが国民年金に加入していませんでした。

1986年4月1日以降、基礎年金制度の施行にあたって、国民年金に強制加入（第3号被保険者、保険料負担なし）になりました。

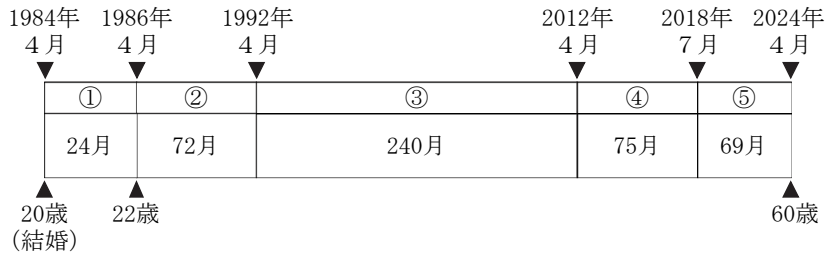
この変更で、強制加入となった1986年4月から60歳まで保険料納付を続けても受給資格期間の25年（当時）を満たせず老齢基礎年金が受給できないケースが多数出てきます。そのため、1986年4月より前に任意加入しなかった専業主婦も、年金の受給資格期間として計算するカラ期間として救済することになったのです。

ケーススタディ

Aさん（1964年4月3日生まれ）の公的年金加入歴等が下記＜資料＞のとおりである場合、Aさんの老齢基礎年金の受給資格期間に算入される期間（合計月数）は、何ヵ月あるか。

＜資料＞

[Aさんの公的年金加入歴等]



- | | |
|----------------------|--------|
| ① 合算対象期間 | : 24月 |
| ② 国民年金の第3号被保険者期間 | : 72月 |
| ③ 厚生年金保険の被保険者期間 | : 240月 |
| ④ 国民年金の保険料免除期間（半額免除） | : 75月 |
| ⑤ 国民年金の第3号被保険者期間 | : 69月 |

※ 上記以外に保険料納付済期間はないものとする。

※ ④の半額免除期間については、免除以外の保険料を納付しているものとする。

正解 480月

$$\begin{aligned}
 \text{受給資格期間} &= \text{①合算対象期間}24\text{月} \\
 &\quad + \text{②国民年金の第3号被保険者期間}72\text{月} \\
 &\quad + \text{③厚生年金保険の被保険者期間}240\text{月} \\
 &\quad + \text{④国民年金の保険料免除期間（半額免除）}75\text{月} \\
 &\quad + \text{⑤国民年金の第3号被保険者期間}69\text{月} \\
 &= 480\text{月}
 \end{aligned}$$

4 老齢基礎年金の年金額

2024年度の満額年金額（原則40年加入）は、816,000円（新規裁定者、1957年4月2日以降生まれの者）です。

■免除の種類に応じた年金額への反映割合（p. 142参照）

	全額免除	$\frac{3}{4}$ 免除	半額免除	$\frac{1}{4}$ 免除
2009年3月までの期間 国庫負担 3分の1	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{5}{6}$
2009年4月以降の期間 国庫負担 2分の1	$\frac{1}{2}$	$\frac{5}{8}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{7}{8}$

基礎年金の国庫負担割合は、従来3分の1でしたが、2009年度から2分の1へ引き上げられたことにより、免除期間の年金額への反映割合が異なります。

■老齢基礎年金額の計算式

$$816,000円 \times \frac{A + B \times \frac{5}{6} + C \times \frac{2}{3} + D \times \frac{1}{2} + E \times \frac{1}{3} + F \times \frac{7}{8} + G \times \frac{3}{4} + H \times \frac{5}{8} + I \times \frac{1}{2}}{\text{加入可能年数（原則40年）} \times 12}$$

- A：保険料納付済月数
- B：2009年3月までの4分の1免除月数
- C：2009年3月までの半額免除月数
- D：2009年3月までの4分の3免除月数
- E：2009年3月までの全額免除月数
- F：2009年4月以降の4分の1免除月数
- G：2009年4月以降の半額免除月数
- H：2009年4月以降の4分の3免除月数
- I：2009年4月以降の全額免除月数

なお、計算式中の「免除期間」とは、法定免除と申請免除の期間のことをさしており、合算対象期間（カラ期間）、学生納付特例期間、納付猶予期間は、年金額の計算には反映されません（受給資格期間には算入されません）。

ケーススタディ 1

下記資料に基づいてAさん（1959年4月10日生まれ）に支給される老齢基礎年金の年金額（2024年度価格）はいくらか。なお、年金額は、50銭未満は切り捨て、50銭以上100銭未満は1円に切り上げること。

・ Aさんの年金加入歴

保険料納付済期間：332月

保険料免除期間：36月（全額免除）、24月（半額免除）

※ 免除期間は2009年3月以前のものである。

・ 老齢基礎年金の計算式

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済期間} + (\text{保険料免除期間} \times \text{免除の種類に応じた割合}^*)}{480月}$$

※ 免除の種類に応じた割合

全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
1/3	1/2	2/3	5/6

正解 612,000円

$$\begin{aligned}
 \text{老齢基礎年金額} &= 816,000円 \times \frac{332月 + 36月 \times \frac{1}{3} + 24月 \times \frac{2}{3}}{480月} \\
 &= 816,000円 \times \frac{332月 + 12月 + 16月}{480月} \\
 &= 816,000円 \times \frac{360月}{480月} \\
 &= 612,000円
 \end{aligned}$$

ケーススタディ 2

Bさんは、1962年5月10日生まれである。Bさんが2024年5月中に繰上げ請求（63歳0ヵ月）をした場合、受給できる老齢基礎年金の年金額（2024年度価格）はいくらか。計算過程は円未満を四捨五入し、年金額は50銭未満は切り捨て、50銭以上100銭未満は1円に切り上げること。

< Bさんの国民年金加入暦 >

- ・ 第1号被保険者：1984年8月～1994年5月 9年10ヵ月
- ・ 第3号被保険者：1994年6月～2021年4月 26年11ヵ月

※ 1984年8月以降、保険料免除期間および未納期間はないものとする。
また、被用者年金制度の加入期間はないものとする。

正解 677,729円

- ・ 保険料納付済期間 = 9年10ヵ月 + 26年11ヵ月 = 441月
- ・ 繰上げ受給減額率 = $0.4\% \times 24\text{ヵ月} = 9.6\%$
- ・ 繰上げ受給の老齢基礎年金の年金額 = $816,000\text{円} \times \frac{441\text{月}}{480\text{月}} \times (100\% - 9.6\%)$
 $= 749,700\text{円} \times 90.4\%$
 $\approx 677,729\text{円}$

7 老齢給付②（65歳からの老齢厚生年金）★★★

65歳から支給される老齢厚生年金の仕組みをマスターする

Theme

1 受給要件

老齢厚生年金は、次の①～③の要件をすべて満たしている者に、老齢基礎年金の上乗せとして支給されます。

- ① 65歳以上であること
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あること

老齢厚生年金の被保険者期間は1ヵ月以上必要であり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合には、全く支給されません。

2 年金額

老齢厚生年金の額は、報酬に比例して計算される額（報酬比例部分の額）に、経過的加算額と加給年金額を合わせた金額になります。

老齢厚生年金の額＝報酬比例部分の額＋経過的加算額＋加給年金額

「報酬比例部分」の年金額は2003年4月からの総報酬制導入に伴い、次の「①2003年3月までの被保険者期間分」、「②2003年4月以後の被保険者期間分」によってそれぞれ計算される額を合算した額となります。

報酬比例部分＝①＋②

- ① 2003年3月までの期間分 $=$ 平均標準報酬月額^{※1} \times $\frac{7.125}{1,000}$ \times 被保険者期間の月数
- ② 2003年4月以後の期間分 $=$ 報酬額^{※2} \times $\frac{5.481}{1,000}$ \times 被保険者期間の月数

(※1) 2003年3月以前の被保険者期間における月収の平均額

(※2) 2003年4月以降の被保険者期間における賞与も含めた平均月収の額

1946年4月2日以降生まれの場合

(計算例)

Aさん(男性)について、報酬比例部分相当の老齢厚生年金の年金額はいくらか。なお、年金額は、50銭未満は切り捨て、50銭以上100銭未満は1円に切り上げること。

< Aさんに関する資料 >

Aさんの生年月日 : 1957年3月20日生まれ
 Aさんの平均標準報酬月額 : 350,000円 (1994年再評価額)
 (2003年3月以前276ヵ月)
 Aさんの平均標準報酬額 : 600,000円 (1994年再評価額)
 (2003年4月以降168ヵ月)

(2003年3月までの期間分) (2003年4月以降の期間分)
 $350,000円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 276月 + 600,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 168月$
 $\div 1,240,760円$

20歳未満や60歳以上の期間など、厚生年金の被保険者であっても老齢基礎年金の計算には含まれない期間に対応した金額が、経過的加算として支給されます。また、一定の要件を満たす場合には、加給年金が加算されません。

3 老齢厚生年金の繰上げ支給

特別支給の老齢厚生年金が受給できない1961年4月2日以降生まれの男性および1966年4月2日以降生まれの女性は、老齢厚生年金を希望により、60歳から65歳になるまでの間に、繰上げ請求することができます。繰上げ支給した場合の老齢厚生年金の額は、1ヵ月繰り上げるごとに0.4%が減額されます。老齢厚生年金の繰上げ請求は、老齢基礎年金の繰上げ請求と同時に行わなければなりません。

4 老齢厚生年金の繰下げ支給 頻出!

老齢厚生年金の受給権のある人で、66歳に到達する前に老齢厚生年金の請求をしていなかった人は、老齢厚生年金の支給の繰下げの申し出ができます。最高で75歳まで認められています。繰下げした場合の老齢厚生年金の額は、1ヵ月繰下げごとに0.7%が増額されます。加給年金額が加算される老齢厚生年金を繰り下げた場合、加給年金額は増額されません。なお、60歳台前半に支給される「特別支給の老齢厚生年金」は繰下げることができません。

老齢厚生年金と老齢基礎年金は、繰下げ時期を別々に選択できます。

8 老齢給付③（特別支給の老齢厚生年金） ★★★

65歳より前に特別に支給される老齢厚生年金がある

Theme

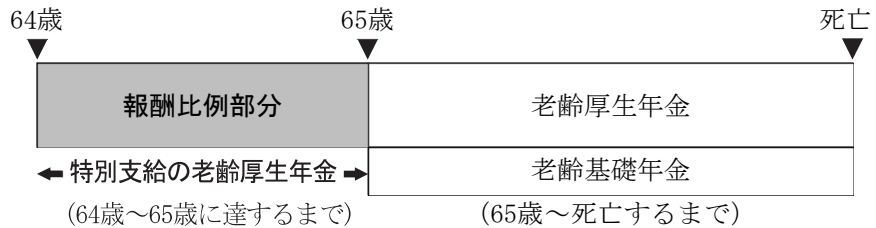
1 老齢厚生年金の支給開始年齢

老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳です。しかし、当分の間、次の要件を満たした人には、65歳より前に、老齢厚生年金が特別に支給されます。これを「特別支給の老齢厚生年金」といいます。

- ① 男性は1961年4月1日以前生まれ、女性は1966年4月1日以前生まれであること
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あること

「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢は、1994年改正と2000年改正により、段階的に上げられることとなり（次ページ参照）、最終的には65歳以降でなければ年金は受給できなくなります。

たとえば、1964年4月2日生まれの女性に支給される年金の種類を図にすると、下図のようになります。



■特別支給の老齢厚生年金「支給開始年齢の引き上げ」

		生年月日 (カッコ内は女性)		
定額部分の 支給開始年 齢引き上げ 開始	①	報酬比例部分 ▲60歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1941. 4. 1以前 (1946. 4. 1以前)
	②	報酬比例部分 ▲61歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1941. 4. 2～1943. 4. 1 (1946. 4. 2～1948. 4. 1)
	③	報酬比例部分 ▲62歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1943. 4. 2～1945. 4. 1 (1948. 4. 2～1950. 4. 1)
	④	報酬比例部分 ▲63歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1945. 4. 2～1947. 4. 1 (1950. 4. 2～1952. 4. 1)
	⑤	報酬比例部分 ▲64歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1947. 4. 2～1949. 4. 1 (1952. 4. 2～1954. 4. 1)
	⑥	報酬比例部分 ▲65歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1949. 4. 2～1953. 4. 1 (1954. 4. 2～1958. 4. 1)
	⑦	報酬比例部分 ▲61歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1953. 4. 2～1955. 4. 1 (1958. 4. 2～1960. 4. 1)
	⑧	報酬比例部分 ▲62歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1955. 4. 2～1957. 4. 1 (1960. 4. 2～1962. 4. 1)
	⑨	報酬比例部分 ▲63歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1957. 4. 2～1959. 4. 1 (1962. 4. 2～1964. 4. 1)
	⑩	報酬比例部分 ▲64歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1959. 4. 2～1961. 4. 1 (1964. 4. 2～1966. 4. 1)
	最終的な形	⑪		老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳

- ・特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、女性は男性よりも5歳遅れます。

〔共済組合等の組合員または加入者としての厚生年金被保険者期間を有する女性の場合、当該期間に係る老齢厚生年金については、一般男性と同様に引き上げが行われます。〕

2 年金額

特別支給の老齢厚生年金額は、65歳以降の老齢厚生年金の報酬比例部分の額と同じ仕組みによって求められます。

3 特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の基本手当

65歳未満の者が退職により失業したときには、要件を満たせば、雇用保険から基本手当が支給されます。ただし、雇用保険から基本手当を受給する場合、その間は、**特別支給の老齢厚生年金の全額が支給停止**となります。

4 特別支給の老齢厚生年金の繰上げ支給

特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分のみが支給される者は、支給開始年齢に達する前までであれば、繰上げ請求することができます。繰上げた場合の特別支給の老齢厚生年金の額は、1ヵ月繰り上げるごとに**0.4%**が減額されます。特別支給の老齢厚生年金の繰上げ請求する場合、同時に老齢基礎年金の繰上げ請求をしなければなりません。なお、**特別支給の老齢厚生年金は、繰下げすることはできません。**

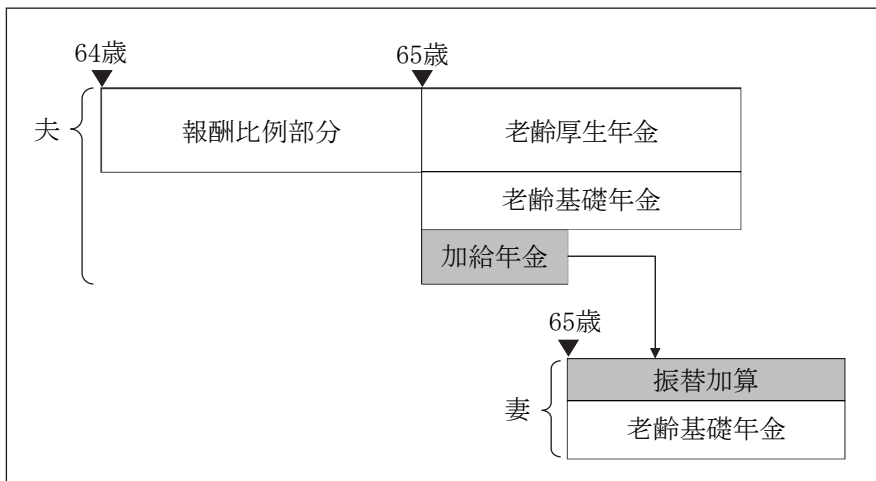
9 老齢給付④（加給年金と振替加算） ★★★

加給年金と振替加算はセットで理解することが大切である


Theme

1 加給年金と振替加算の概要

厚生年金保険には、いわば家族手当ともいえる「加給年金」があります。たとえば、64歳で特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）を受給している夫と、専業主婦だった年下の妻が受給する年金を図解すると下図のようになります。



「加給年金」は、家族手当のようなものであるため、妻が65歳になって自分自身の老齡基礎年金を受給できるようになると支給されなくなります。その代わりに、妻（1966年4月1日以前生まれ）の年金に「振替加算」が加算されます。

2 加給年金(1) 受給要件  **頻出!**

65歳以上の老齢厚生年金の受給者で、厚生年金保険の被保険者期間が240月（20年）以上ある場合に、次にあげる人を生計維持している場合は、加給年金額が加算されます。

- ① 65歳未満の配偶者
- ② 18歳到達年度の末日（3月31日）までにある子
- ③ 障害等級1級または2級の20歳未満の子

(2) 加給年金額（2024年度価格）

配偶者	234,800円
子	1人につき234,800円 ※ただし3人目からは78,300円

なお、1934年4月2日以降に生まれた受給権者で、その配偶者が加給年金の加算対象となっている場合には、受給権者の生年月日に応じて、さらに「配偶者特別加算額」が加算されます。

3 振替加算

1986年4月以降は、会社員の妻は第3号被保険者となり、本人が65歳になると自分名義の老齢基礎年金額が支給されますが、60歳に近い人で国民年金に加入していなかった人や加入期間の短い人は老齢基礎年金が低額となります。

そこで、このような妻を救済するために、夫の加給年金を妻の老齢基礎年金に振替えることになりました。この振替えにより、老齢基礎年金に上乘せされるものを「振替加算」といいます。

(1) 受給要件

1966年4月1日以前に生まれた人で、老齢厚生年金または1級・2級の障害厚生年金の**加給年金額の対象となっている配偶者が65歳になり、老齢基礎年金の受給権を得た**ときに支給されます。なお、次の場合は、配偶者が65歳になっても振替加算は支給されません。

- ① 配偶者が厚生年金保険（共済年金）に原則として20年以上加入している場合。
- ② 配偶者の年収が850万円（所得655万5千円）以上の場合。

1966年4月2日以降生まれの配偶者は、現行の年金制度が始った1986年4月1日以降に20歳に達することになり、老齢基礎年金を満額受給できるため、振替加算は**支給されません**。

(2) 振替加算額

振替加算の額は、**配偶者**の生年月日に応じたものとなり、加給年金の額とは異なります。

10 老齢給付⑤（在職老齢年金）

★★★

在職しながら老齢厚生年金をもらう方法もある

Theme

1 在職老齢年金

在職老齢年金とは、60歳以降も企業で働きながら受け取る「特別支給の老齢厚生年金」と「老齢厚生年金」のことです。60歳以降の在職者は、収入に応じて、一定の割合で年金額が減額または支給停止されます。なお、次の場合は、在職老齢年金の適用を受けません。

- ① 60歳を過ぎて厚生年金保険の適用事業所に勤務しても、勤務時間を通常の人のおよそ4分の3未満として厚生年金保険の被保険者とならない場合は、在職老齢年金の適用を受けません（支給停止とはなりません）。
- ② 60歳を過ぎて自営業となり厚生年金保険の被保険者とならない場合などは、在職老齢年金の適用を受けません（支給停止とはなりません）。

なお、原則として、全額支給停止される場合を除き、加給年金の受給要件を満たす場合には、加給年金額は全額支給されます。

2 60歳台の在職老齢年金

「特別支給の老齢厚生年金」または「老齢厚生年金」を受給する人が在職中（厚生年金保険の被保険者）である場合には、総報酬月額相当額と基本月額に応じて、年金額の全部または一部が支給停止されます。なお、老齢基礎年金は支給停止されず、全額支給されます。

$$\begin{aligned} \cdot \text{基本月額} &= \frac{\text{老齢厚生年金額(加給年金額を除く)}}{12} \\ \cdot \text{総報酬月額相当額} &= \text{その月の標準報酬月額} + \frac{\text{その月以前の1年間の標準賞与額の総額}}{12} \end{aligned}$$

- (1) **基本月額＋総報酬月額相当額** が50万円以下の場合
年金は全額支給されます（支給停止されません）。
- (2) **基本月額＋総報酬月額相当額** が50万円超の場合
48万円を超える部分の2分の1が支給停止されます。

(3) 高年齢雇用継続給付との調整

雇用保険から高年齢雇用継続給付を受給しながら在職老齢年金を受給する60歳以上65歳未満の人は、上記(2)による支給停止に加え、さらに在職老齢年金の全部または一部が支給停止されます。

支給停止額（月額）＝標準報酬月額×最高6%相当額

（60歳以降の賃金月額が、60歳到達時の賃金月額の61%以上75%未満の場合は、支給停止額が6%未満になる）

3 70歳以上の在職老齢年金

70歳以降の人は、在職者であっても厚生年金保険の被保険者とはならず、保険料は負担しません。しかし、老齢厚生年金の額は、60歳台の者と同様の仕組みが適用されるため、一部または全部が支給停止となる場合があります。

なお、在職老齢年金を計算する際には「標準報酬月額」「標準賞与額」を使用しますが、70歳以上の人は厚生年金保険の被保険者ではないため、これらの額はありません。便宜上「70歳以上の被保険者である」としてそのときの給与額と賞与額に応じた「標準報酬月額相当額」と「標準賞与額相当額」を用いて「総報酬月額相当額」を算出することとしています。

4 在職中の年金額

老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額は、毎年9月1日を基準日として、翌月10月分から改定します。

11 障害給付

★★

一定条件を満たした場合に障害給付がもらえる

Theme

1 障害を負ったときに受け取れる年金

万が一、病気やケガで障害者になった場合、一定の要件を満たせば、障害の程度に応じて年金や一時金が支給されます。

国民年金と厚生年金保険では支給の内容が異なります。国民年金の障害基礎年金には1級と2級があり、厚生年金保険の障害厚生年金には1級、2級、3級の他、3級より軽い場合に障害手当金があります。障害基礎年金には3級、障害手当金はありません。

■障害等級と給付体系のイメージ図

障害手当金	障害厚生年金 3級	障害厚生年金 2級	障害厚生年金 1級
		障害基礎年金 2級	障害基礎年金 1級

軽い ←————— 障害の程度 —————→ 重い

2 用語の定義

(1) 初診日

病気や傷病について、初めて医者診療を受けた日のことです。65歳以降に初診日があっても障害年金の適用はありません。

(2) 「治る」の概念とは

当該傷病に関してその症状が固定し、これ以上治療しても効果が期待できない状態のことをいいます。

(3) 障害認定日

初診日から1年6ヵ月以内で、傷病が治った日のことです。治らない場合は、初診日から1年6ヵ月経過した日のことです。

(4) 障害等級

「障害等級表」により認定された障害の程度のことです。重度のものから1級、2級、3級となっています。

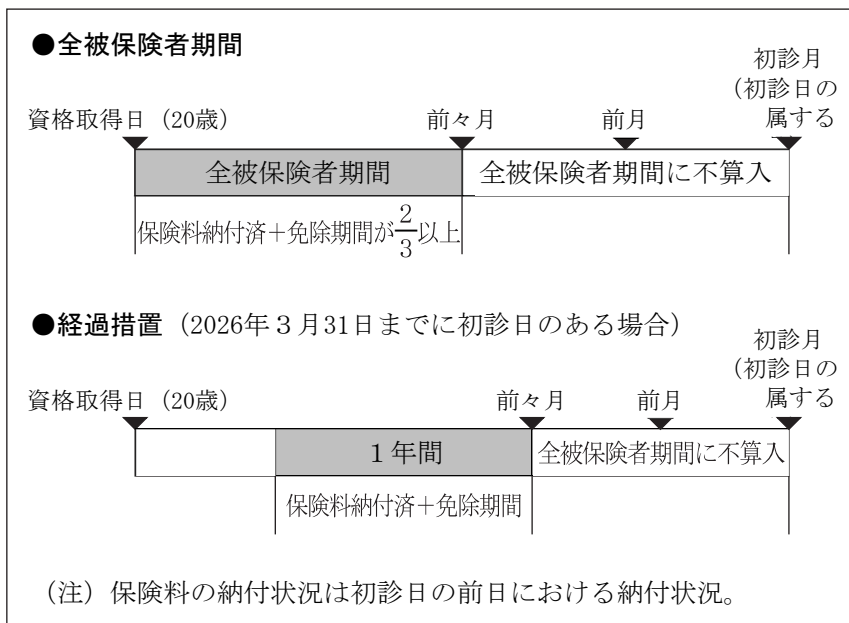
1級	日常生活にも他人の介護を必要とする程度。常時介護を要する状態
2級	日常生活に著しい制限を受ける程度の障害
3級	労働するのが著しく困難で制限される状態

(5) 保険料納付要件

初診日のある月の前々月までに被保険者期間がある場合、障害年金を受給するために満たすべき保険料納付についての要件は次のとおりです。

原則	初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
特例	原則を満たせない場合、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと（初診日が2026年3月31日までにある者に限る）。

■一定の保険料納付要件のイメージ



3 障害基礎年金

万一、ケガや病気で障害者になったとき（業務上外、通勤途上は問われません）、国民年金ではその障害の程度が1級または2級に該当する場合に、1級または2級の障害基礎年金が支給されます。

(1) 障害基礎年金の受給要件

原則として、次の要件を満たした者は障害基礎年金を受給することができます。

- ① 初診日において国民年金の被保険者であるか、または、被保険者であった者で日本に住む60歳以上65歳未満の者であること。
- ② 障害認定日において、障害等級の**1級**または**2級**に該当すること。
- ③ 保険料納付要件を満たしていること。

(2) 年金額**① 年金額（2024年度価格）**

1 級	1,020,000円（2級の年金額×1.25倍）＋（子の加算）
2 級	816,000円＋（子の加算）

② 子の加算額

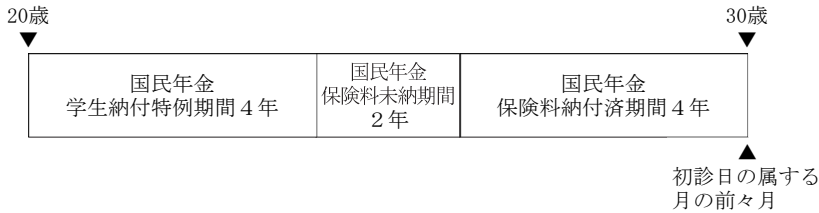
障害基礎年金の受給権を得たときに、生計維持関係にある子がいる場合には、子の加算額が加算されます。2011年4月以降は、受給権を得た後に、生計維持関係ができた場合でも、子の加算額が加算されます。なお、子とは、「18歳到達年度の末日（3月31日）までにある子」または「障害等級1級または2級の20歳未満の子」が該当します。

1人目の子・2人目の子（1人につき）	234,800円
3人目の子以降（1人につき）	78,300円

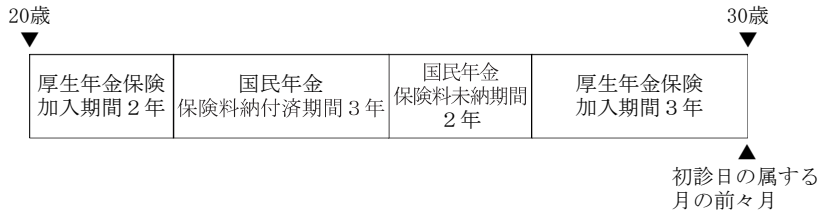
ケーススタディ

初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入歴を示した下記の図のうち、障害基礎年金を受給できないものはどれか。なお、いずれも対象者は初診日が国民年金の被保険者期間中にあり、障害認定日に障害等級2級に該当するものとする。

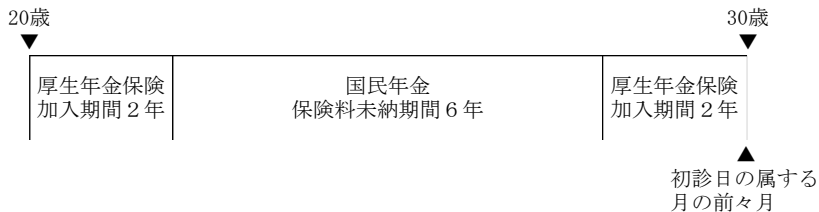
1.



2.



3.



4.



正解 4

2. 保険料未納期間が10年中2年（3分の1以下）なので受給できる。
3. 保険料未納期間は10年中6年（3分の1超）であるが、直近の1年間に未納期間がないため受給できる。
4. 保険料未納期間が10年中5年（3分の1超）あり、かつ、直近の1年間に未納期間があるため受給できない。

4 障害厚生年金

厚生年金保険に加入している人が、在職中の病気やケガで障害基礎年金に該当する障害（1級・2級）になったとき、障害基礎年金に上乗せして受給することができます。1級・2級の場合は障害基礎年金と障害厚生年金が、さらに程度の軽い障害の場合は、3級の障害厚生年金だけが支給されます。

また、3級の障害よりやや程度の軽い障害が残った場合には、一時金として障害手当金が支給されます。

(1) 障害厚生年金の受給要件

原則として、次の要件を満たした者は、障害厚生年金を受給することができます。

- ① 初診日において、厚生年金保険の被保険者であったこと。
- ② 障害認定日において障害等級の1級、2級、3級のいずれかに該当すること。
- ③ 保険料納付要件を満たしていること。

(2) 障害厚生年金と障害手当金の年金額

下記の計算式において、「報酬比例の年金額」とは、「老齢厚生年金の報酬比例部分」と同様の計算式となります。その計算の基礎となる被保険者月数が300月に満たない場合、300月として計算する。

① 1級障害厚生年金

報酬比例の年金額×1.25＋（配偶者加給年金額）

② 2級障害厚生年金

報酬比例の年金額＋（配偶者加給年金額）

③ 3級障害厚生年金

報酬比例の年金額

※ 2級の障害基礎年金額× $\frac{3}{4}$ が最低保障額

④ 障害手当金（一時金）

報酬比例の年金額×2

5 障害等級と年金の種類のもつめ

	1 級	2 級	3 級						
[厚生年金]	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金</td> </tr> <tr> <td>2 級年金額×1.25</td> </tr> <tr> <td>配偶者加給年金額</td> </tr> </table>	障害厚生年金	2 級年金額×1.25	配偶者加給年金額	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金</td> </tr> <tr> <td>配偶者加給年金額</td> </tr> </table>	障害厚生年金	配偶者加給年金額	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金</td> </tr> </table>	障害厚生年金
障害厚生年金									
2 級年金額×1.25									
配偶者加給年金額									
障害厚生年金									
配偶者加給年金額									
障害厚生年金									
	+	+							
[国民年金]	<table border="1"> <tr> <td>障害基礎年金</td> </tr> <tr> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>子の加算</td> </tr> </table>	障害基礎年金	1 級	子の加算	<table border="1"> <tr> <td>障害基礎年金</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td>子の加算</td> </tr> </table>	障害基礎年金	2 級	子の加算	
障害基礎年金									
1 級									
子の加算									
障害基礎年金									
2 級									
子の加算									

- 1 級または 2 級の障害厚生年金には、**配偶者**の加給年金が付きます。
- 1 級または 2 級の障害基礎年金には、**子**の加算がつきます。
- 3 級より軽い障害の場合は、厚生年金から障害手当金が支給されま
す。

12 遺族給付①（全体像と遺族基礎年金）★★★

遺族給付は、もらえる人が誰かをしっかり把握する

Theme

1 遺族給付の全体像

年金加入者または年金受給権者が死亡した場合、死亡ときに生計維持関係がある一定の要件を満たす遺族に遺族年金が支給されます。

遺族基礎年金と遺族厚生年金では遺族の範囲が異なります。

2 階 部分	遺族厚生年金	支給される遺族の順位	被保険者に生計を維持されていた下記の人のうち最先順位者に支給される。(配偶者(夫)・父母・祖父母は、60歳から支給される。(60歳に達するまでは支給停止))
			〈1位〉 ・配偶者 妻は年齢は問わない。55歳以上の夫 ・子 18才の到達年度の末日までの子または障害等級1級・2級の20歳未満の子
			〈2位〉 ・父母 55歳以上
			〈3位〉 ・孫 子と同じ
			〈4位〉 ・祖父母 55歳以上
1 階 部分	遺族基礎年金		配偶者…18才到達年度の末日まで(または20歳未満で障害1, 2級)の子のある配偶者 子…18才到達年度の末日まで(または20歳未満で障害1, 2級)の子

(1) 配偶者

夫からみて妻。妻からみて夫。法律上の夫婦は当然ですが、事実婚の夫婦も配偶者としての地位を認めています。

(2) 年金法上の「子」

- ① 未婚であって18歳に達した日以降3月31日までを「子」といいます。
- ② ただし、国が認定した1級、2級の障害者で未婚の人は20歳に達するまで年金法上の「子」です。

2 遺族基礎年金の受給要件


被保険者または被保険者であった人が、次の一定の要件に該当する場合に、その遺族（「子のある配偶者」または「子」）に遺族基礎年金が支給されます。次の①および②の要件を満たすことが必要です。

- ① 被保険者又は被保険者であった者が次の(a)から(d)のいずれかに該当すること
- (a) 被保険者が、死亡したとき
 - (b) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者が、死亡したとき
 - (c) 老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が25年以上である者に限る。）が、死亡したとき
 - (d) 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が、死亡したとき
- ② ①の(a)又は(b)に該当する場合にあっては、死亡日の前日における**保険料納付要件**を満たしていること

■保険料納付要件

次の要件を満たすことが必要です。

原則	死亡日の前日において、国民年金の 保険料納付済期間と保険料免除期間の合計 が、死亡日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の 3分の2以上 あること。
特例	原則を満たせない場合、2026年4月1日前の場合は、死亡日に65歳未満であれば、死亡日の前日において、 死亡日の属する月の前々月までの1年間 に保険料の滞納がないこと。

3 遺族基礎年金を受給できる遺族  **頻出!**

- ① **子のある配偶者**
- ② **子**

配偶者死亡当時に「子のある配偶者」であっても、子が18歳到達年度末を過ぎたら「子のない配偶者」となり、遺族基礎年金は支給されなくなります。

4 年金額（2024年度価格）

(1) 子のある配偶者に支給される年金額

816,000円

+

子の加算額

配偶者に支給されるときは必ず加算される

1人目の子・2人目の子（1人につき）	234,800円
3人目の子以降（1人につき）	78,300円

(2) 子に支給される遺族基礎年金額

816,000円

+

子の加算額

受給権のある子供の数で分割する。

2人目の子	234,800円
3人目の子以降（1人につき）	78,300円

5 第1号被保険者の独自給付

第1号被保険者が死亡した場合、次の「寡婦年金」「死亡一時金」の受給資格要件を満たせば、いずれかが支給されます。


(1) 寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格期間を第1号被保険者期間だけで満たした夫が死亡した場合、下記①の要件を満たす妻に対して**60歳到達月（夫死亡当時60歳未満の妻の場合）の翌月から65歳到達月まで**支給されます。夫の死亡当時に妻が60歳未満である場合には、60歳になるまでは支給停止となります。なお、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給をしている場合には、寡婦年金は支給されません。

① 受給要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 夫が第1号被保険者として、「保険料納付済期間+保険料免除期間」が**10年以上**あること
- ・ 夫の死亡当時、**生計維持関係**があること
- ・ 夫との婚姻期間（内縁も可）が**10年以上**あること
- ・ 夫の死亡当時、妻が**65歳未満**であること。
- ・ 夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受給したことがないこと

② 年金額  頻出!

夫の第1号被保険者期間のみで計算した**老齢基礎年金額の4分の3**となります。

(2) 死亡一時金

3年以上保険料を納付したが、全く年金を受給せずに死亡した場合などに、一定の遺族に支給されます。

① 受給要件

- ・ 第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料4分の3免除期間の4分の1と保険料半額免除期間の2分の1と保険料4分の1免除期間の4分の3を合算した月数が36月以上ある人の死亡であること
- ・ 死亡した人が過去に**障害基礎年金**や**老齢基礎年金**を受給していないこと

② 受給できる遺族

死亡した人と**生計同一**（生計維持ではない）関係にある次の遺族。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

③ 死亡一時金の額

保険料納付済期間等を合算した月数に応じて定められた額（原則として120,000円から320,000円）が支給されます。

13 遺族給付②（遺族厚生年金）

★★★

遺族厚生年金は「子のない配偶者」も受給できる

Theme

1 遺族厚生年金の受給要件

被保険者または被保険者であった人が、次のいずれかの要件に該当する場合に、その人の遺族に厚生年金は支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき（在職中の死亡）。
- ② 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のあるケガや病気で、初診日から**5年以内**に死亡したとき（初診日から5年以内の死亡）。
- ③ **1級**または**2級**の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。

※ ①～③を短期要件、④を長期要件といいます。年金額の計算で取扱いが異なります。

■保険料納付要件

原則上記の①、②に該当する人は、「遺族基礎年金の保険料納付要件」と同様の納付要件を満たしていなければなりません。

2 支給を受けることができる遺族


被保険者または被保険者であった人が死亡した当時、死亡した人によって生計を維持していた次の人です。支給を受けることができる遺族の順位は下記①～④の順位によります。なお、兄弟姉妹は対象となりません。

- ① **配偶者および子**
（配偶者については、夫の場合は55歳以上、妻の場合は年齢に関係なく支給されます。子については、18歳到達年度の末日までにあるか、20歳未満で障害等級1級または2級の障害者で、かつ、婚姻していない場合に支給されます。）
- ② **父母**（55歳以上）
- ③ **孫**（子と同じ）
- ④ **祖父母**（55歳以上）

※ 遺族基礎年金を受給できない「子のない配偶者」も遺族厚生年金を受給できます。ただし、夫の死亡当時、**30歳未満の子のない妻の場合、5年間だけの有期年金**となります。

※ 子、孫の場合は、18歳到達年度末日（3月31日）まで（障害者は20歳未満）の受給となります。

※ 夫、父母、祖父母の場合は、受給開始は60歳からとなります。ただし、夫が遺族基礎年金を受給できる場合には、60歳未満でも支給されます。

3 年金額  頻出!


遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分を計算した額の4分の3に相当する額となります。なお、短期要件の場合、被保険者月数が300月未満のときには、**300月として計算**します。長期要件の場合は、実際の被保険者月数で計算します。

$$\text{遺族厚生年金の額} = (\text{①} + \text{②}) \times \frac{3}{4}$$

- ① 2003年3月までの期間分 = $\frac{\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1}}{\text{報酬月額}^{\ast 1}} \times \frac{\text{乗率}}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$
- ② 2003年4月以後の期間分 = $\frac{\text{平均標準報酬額}^{\ast 2}}{\text{報酬額}^{\ast 2}} \times \frac{\text{乗率}}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$

(※1) 2003年3月以前の被保険者期間における月収の平均額

(※2) 2003年4月以降の被保険者期間における賞与も含めた平均月収の額

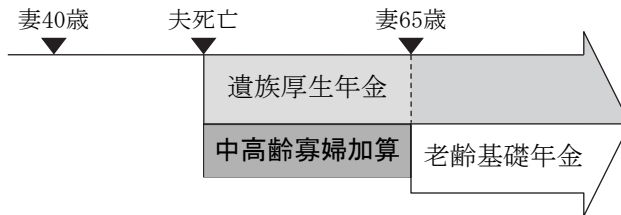
4 中高齢寡婦加算  頻出!

中高齢寡婦加算は、一定の要件に該当する妻の遺族厚生年金に加算される65歳までの有期年金です。夫には支給されません。

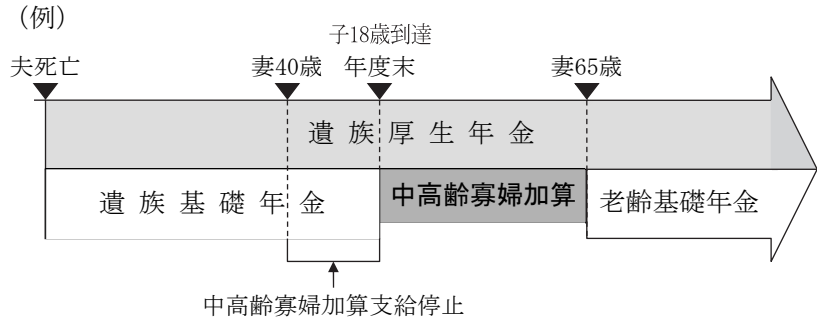
(1) 受給要件

- ① 原則として、夫の死亡当時、**40歳以上65歳未満**の妻に支給されます。

(例)



- ② 例外として、夫の死亡当時40歳未満であっても、**40歳**に達したときに、遺族基礎年金の支給要件を満たす子と生計を同じくする妻に支給されます（ただし、妻が遺族基礎年金を受給している期間は支給停止）。



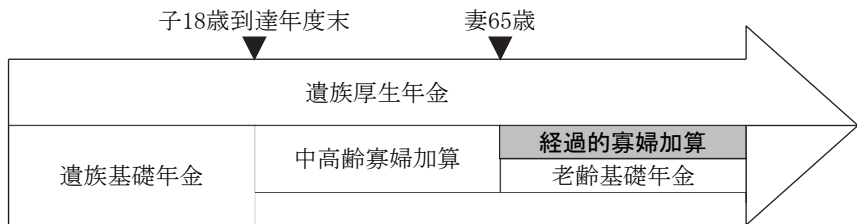
(2) 支給額（2024年度価格）

612,000円（定額）

5 経過的寡婦加算

遺族厚生年金を受けている妻が65歳になり、自分の老齢基礎年金を受けようになったときに、65歳までの中高齢寡婦加算に代わり加算される一定額を「経過的寡婦加算」といいます。遺族厚生年金の加算給付の1つです。これは、老齢基礎年金の額が中高齢寡婦加算の額に満たない場合、65歳到達前後における年金額の低下を防止するため設けられたものです。

(例)



(1) 受給要件

遺族厚生年金の受給権者である1956年4月1日以前生まれの人に支給されます。

(2) 経過的寡婦加算の額

受給権者の生年月日によって異なる額が支給されます。

ケーススタディ

Aさんは、民間企業に勤務する会社員で、家族構成は次のとおりである。

<家族構成>

	続柄	年齢	職業
Aさん	本人	46歳	会社員
Bさん	妻	42歳	専業主婦
Cさん	長女	16歳	高校2年生
Dさん	長男	13歳	中学2年生

仮にAさんが今死亡した場合、Aさんの死亡時点においてBさんが受給できる公的年金の遺族給付の額はいくらか。なお、Aさんの死亡に基づく遺族厚生年金の年金額は48万円であるものとし、その他の遺族給付の額については次のとおりであるものとする。また、Aさんは、大学卒業後の23歳から死亡時まで厚生年金保険に加入しているものとする。

<その他の遺族給付の額（2024年度価格）>

遺族基礎年金額		816,000円
遺族基礎年金の子の加算額 (1人当たり)	第1子・第2子	234,800円
	第3子以降	78,300円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算額		612,000円

正解 1,765,600円

- ① 遺族基礎年金の年金額＝816,000円＋234,800円×2人
＝1,285,600円
- ② 遺族厚生年金の年金額＝48万円
※ 中高齢寡婦加算額は加算されない。
- ③ 遺族給付の額
①＋②＝1,765,600円

14 併給調整など

★★★

様々な併給調整がある

Theme

1 1人1年金の原則

公的年金では、1人1年金が原則で、支給事由の異なった年金の受給権を得たときは、どちらか一方を選択することになります。

これを「1人1年金の原則」といいます。

例えば、老齢給付と障害給付を同時に受けられるときは、いずれか一方を選択することになります。同様に、障害給付と遺族給付を同時に受けられるときは、いずれか一方を選択することになります。

つまり、もらえる年金の組み合わせは、原則として

「老齢基礎年金と老齢厚生年金」

「障害基礎年金と障害厚生年金」

「遺族基礎年金と遺族厚生年金」

のいずれかの組合せとなります。

2 併給調整

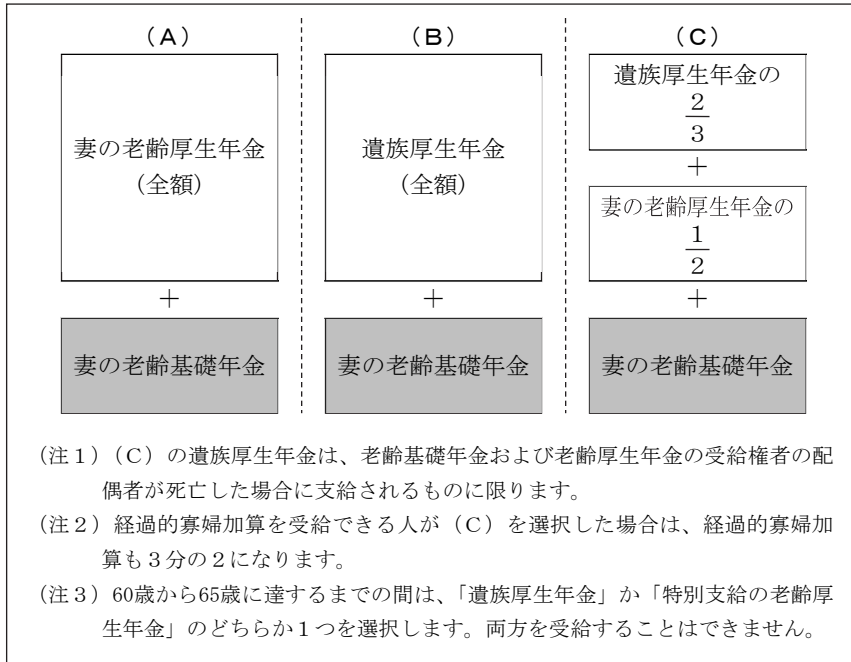
年金制度においては、1人の人が複数の年金を受けることは過剰給付になり公平性を失うとの観点から、「1人1年金」が原則になっています。複数の年金が受けられる場合は、いずれか1つの年金を選択しなければならず、これを併給調整といいます。

ただし、老齢基礎年金と老齢厚生年金というように、同じ種類の基礎年金と報酬比例の年金は一緒に受けられ、遺族年金と老齢基礎年金の組み合わせなども例外が認められています。

3 遺族厚生年金と65歳からの老齢厚生年金との併給調整

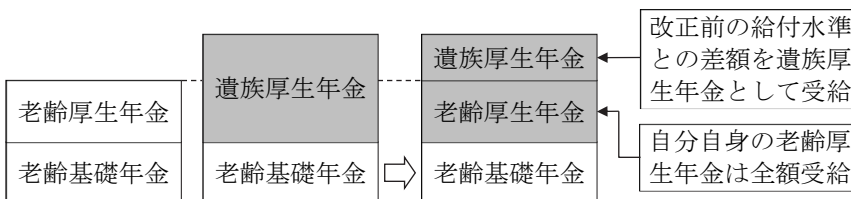
(1) 2007年3月31日までの取り扱い

65歳以後の妻は、(A) (B) (C) のうちいずれか有利な1つを選択できることになっていました。



(2) 2007年4月1日からの取り扱い

65歳以上の遺族配偶者は**老齢厚生年金を全額受給**して、改正前の併給方式による併給合計額が自分の老齢厚生年金額を上まわる場合に、**差額を遺族厚生年金として受給**します。つまり、上記(A)が優先されて自分自身の老齢厚生年金が全額支給され、その額が(B)(C)の額より低い場合には、差額のみ遺族厚生年金として支給される仕組みとなりました。



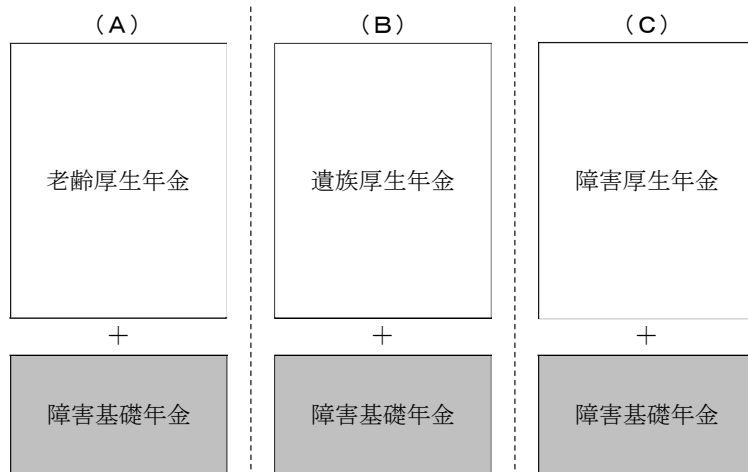
4 障害基礎年金と他の年金との併給調整

(1) 2006年3月31日までの取り扱い

老齢厚生年金と障害基礎年金は、いずれかの年金を受給すると、他の年金は支給停止となっていました。そのため、障害基礎年金受給権者が、雇用機会を得て就労しても、納付した厚生年金保険料が生きてこない問題がありました。

(2) 2006年4月1日からの取り扱い

65歳以後において障害基礎年金と老齢厚生年金、遺族厚生年金を併給できることになりました。(A) (B) (C)のうち、いずれか1つを選択できます。なお、障害厚生年金と障害補償年金(労災)が併給される場合は、障害厚生年金は全額支給されて、障害補償年金(労災)は所定の調整率により減額されます。



5 離婚時の年金分割制度

離婚をしたときに、厚生年金保険の標準報酬を当事者(夫婦)間で分割することができる制度があります。この年金分割制度は、「離婚時の厚生年金保険の分割制度(合意分割制度)」と、「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金保険の分割制度(3号分割制度)」の2つがあります。なお、請求は、離婚をした日の翌日から起算して**2年以内**に行わなければなりません。

(1) 離婚時の厚生年金保険の分割制度（合意分割制度）

2007年4月1日以後の離婚について、当事者からの請求により、厚生年金保険の標準報酬を当事者間で分割できる制度です。分割される標準報酬は「婚姻期間中（2007年4月前の期間も対象）の当事者の厚生年金保険の標準報酬」に限られます。

分割割合は当事者の合意により任意ですが、婚姻期間中の当事者の厚生年金保険の標準報酬の2分の1が上限となります（合意が成立しない場合は、一方からの請求により、裁判手続で分割割合を定めることができます）。

(2) 離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金保険の分割制度（3号分割制度）

2008年5月1日以後の離婚について、国民年金の第3号被保険者であった人からの請求により、厚生年金保険の標準報酬を当事者間で分割できる制度です。3号分割の対象となるのは、2008年4月1日以降の国民年金の第3号被保険者であった期間における相手方の厚生年金保険の保険料納付記録（標準報酬月額・標準賞与額）です。分割割合は2分の1に固定されています。

■合意分割制度と3号分割制度の相違点のまとめ

	合意分割制度	3号分割制度
制度の実施時期	2007年4月1日	2008年4月1日
分割対象となる離婚	2007年4月1日以後の離婚	2008年5月1日以後の離婚
分割対象	婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）	婚姻期間のうち、2008年4月1日以後の、当事者の一方が第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）
分割方法	婚姻期間中の厚生年金保険の標準報酬が多い人から少ない人に対して標準報酬を分割	第3号被保険者期間中に厚生年金保険の被保険者であった人から第3号被保険者であった人に対して標準報酬を分割
分割割合	当事者の合意または裁判手続により定められた年金分割の割合（上限2分の1）	2分の1の割合（固定）
手続方法	当事者の一方による請求	被扶養配偶者として第3号被保険者であった人による請求

15 公的年金給付のルール等

★

年金は裁定請求しないともらえない

Theme

1 公的年金の請求手続き

年金は、受給権が発生したら自動的に受給できるものではなく、受給権者が自ら国に対して受給権の確認（「裁定」）と年金の給付請求を行う必要があります。年金給付を受ける権利（基本権）は、支給すべき事由が生じた日から原則5年を経過したときに時効により消滅します。

2 裁定請求手続き先（老齢給付の場合）

加入していた年金		裁定請求手続き先
国民年金だけの場合		住所地の市区町村役場 ただし、第3号被保険者期間が少しでもある人は、住所地を管轄する年金事務所
厚生年金保険だけの場合		勤務先を管轄する年金事務所
国民年金と厚生年金保険の場合	最後が国民年金	住所地を管轄する年金事務所
	最後が厚生年金保険	勤務先を管轄する年金事務所

※国家公務員および地方公務員等の共済組合連合会等の組合員は、各共済組合連合会に裁定請求手続きを行います。

なお、厚生年金基金に加入している場合は、年金事務所へ請求する以外に、厚生年金基金へも別に請求手続きが必要になります。

3 老齢年金の受け取り方

老齢年金は、「年金請求書」が事前に送付され、受け取れる年齢の誕生日が来たら、年金事務所などに年金請求書あるいは「老齢給付裁定請求書」を、年金手帳や戸籍謄本などと一緒に提出します。一般的には1～2か月すると「年金証書」「年金決定通知書」が送られてきて、その後、年金が支払われます。

（参考）年金証書

年金は受ける条件が整えば自動的に支給されるわけではありません。そのための手続きをし、日本年金機構が受ける権利があることを確認した上で年金が支払われます。受ける権利の証明として交付されるのが年金証書です。年金証書には、自分の基礎年金番号が記載され、年金受給後に各種届出をする際にも必要になります。

4 年金の支給期間と支払期月

年金の支給期間は、受給権が発生した月の翌月から受給権が消滅した月までです。年金の支払期月は、原則として偶数月の各15日に、前2ヵ月分が支給されます（後払い）。

（例）10月15日には8月、9月分が支払われます。

5 公的年金と税金

年金のうち老齢を支給事由とする給付には、所得税法により、**雑所得**として所得税がかかります。年金の支払い者である日本年金機構は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することになっています。公的年金等の収入金額が**400万円**以下（すでに源泉徴収されている場合）で、公的年金等に係る雑所得以外の所得合計が**20万円**以下であるときは、確定申告不要となります。また、受給権者の死亡により、遺族が未支給年金を受け取った場合は**一時所得**として所得税がかかります。

6 公的年金の計算の端数処理

国民年金・厚生年金保険ともに、年金額の計算において1円未満の端数があるときは、四捨五入により1円単位とします。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印をつけなさい。

- () (1) 日本国籍を有するが日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者で、国民年金の第2号および第3号被保険者に該当しない場合は、国民年金の任意加入被保険者になることができる。
- () (2) 62歳の専業主婦で、第2号被保険者の被扶養配偶者の人は、国民年金の第3号被保険者に該当する。
- () (3) 厚生年金保険の適用事業所に常時勤務する18歳の会社員は、国民年金の第2号被保険者に該当する。
- () (4) 国民年金の保険料は、現金払いで前納すると割引かれるが、口座振替やクレジットカードによる割引制度はない。
- () (5) 育児休業期間中の厚生年金保険料は免除されるが、産前産後休業中の厚生年金保険料は免除されない。
- () (6) 国民年金の保険料の免除を受けた期間は、受給資格期間に算入される。
- () (7) いったん老齢基礎年金の繰上げ支給を受けると、その後、取り消すことはできない。
- () (8) 老齢厚生年金の繰下げ支給の申し出をする場合、老齢基礎年金の繰下げ支給と同時に申し出なければならない。
- () (9) 老齢基礎年金の繰下げ支給の申し出をした場合、付加年金の額も繰下げによって増額される。
- () (10) 60歳以上65歳未満の者が雇用保険から基本手当を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金の一部が支給停止となる。
- () (11) 在職老齢年金で支給停止されるのは、老齢厚生年金のみであって、老齢基礎年金は全額支給される。
- () (12) 障害基礎年金では、障害認定日において障害等級1級、2級、3級に該当する者に年金が支給される。
- () (13) 遺族基礎年金は、子のある妻または子に支給されるものであり、妻が亡くなった場合に、子のある夫には支給されない。
- () (14) 遺族厚生年金の支給対象となる遺族は、支給順位の順に、妻、子、夫、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹である。
- () (15) 年金の支給期間は、受給権が発生した月から受給権が消滅した月までである。

＜解答＞

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) × 第3号被保険者の年齢要件は20歳以上60歳未満であるため、62歳の者は該当しない。
- (3) ○ 第2号被保険者には年齢要件の下限がないため、18歳の者も該当する。
- (4) × 国民年金の保険料は、いずれの方法で前納しても割引かれる。割引率は口座振替による納付が最も大きい。
- (5) × 2014年4月から、産前産後休業中の厚生年金保険料も免除されるようになった。
- (6) ○ 正しい記述である。
- (7) ○ 正しい記述である。
- (8) × 老齢厚生年金の繰下げ支給を申し出る場合、老齢基礎年金と別々に申し出をすることができる。なお、繰上げ支給を請求する場合は、同時に請求する必要がある。
- (9) ○ 正しい記述である。
- (10) × 雇用保険から基本手当を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金は全額支給停止となる。
- (11) ○ 正しい記述である。
- (12) × 障害基礎年金には、障害等級3級がない。
- (13) × 遺族基礎年金を受給できる遺族は、「子のある配偶者」または「子」であるため、「子のある夫」にも支給される。
- (14) × 兄弟姉妹は、遺族厚生年金の支給対象となる遺族に含まれない。
- (15) × 受給権が発生した翌月から受給権が消滅した月までである。

<キーワードチェック>

- ❑ わが国では国民皆年金制度を採用しており、原則として20歳以上（①）歳未満で日本国内に住所を有する者は誰もが国民年金に加入することを義務付けられている。
- ❑ 国民年金の保険料について学生納付特例制度を適用した場合、（②）年以内であれば保険料の追納ができる。
- ❑ 厚生年金保険の標準報酬月額は、第1級88,000円から第（③）級650,000円までの（③）等級に区分されている。
- ❑ 所得代替率が100分の（④）を上回るような給付水準を将来にわたり確保することが財政検証において求められている。
- ❑ 老齢基礎年金を繰上げて受給する場合には、1ヵ月繰上げることに、年金額が（⑤）%減額（1962年4月2日以降生まれの場合）される。
- ❑ 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールは、同じ生年月日であれば女性は男性の（⑥）年遅れで実施される。
- ❑ 老齢厚生年金の支給は、最高で（⑦）歳まで繰下げることができる。
- ❑ 加給年金額は、厚生年金保険の被保険者期間が（⑧）年以上必要であり、かつ、受給者によって生計を維持している一定の要件を満たす配偶者または子がいる場合に加算される。
- ❑ 60歳以上65歳未満の厚生年金保険の被保険者は、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が、（⑨）万円を超える場合、年金額の全部または一部が支給停止される。
- ❑ （⑩）歳以上の者が会社に勤務しても厚生年金保険の被保険者とはならないが、65歳以上の者と同様に、在職老齢年金の適用を受ける。
- ❑ 夫を亡くした妻が遺族基礎年金を受給するためには、生計を同一にする（⑪）歳到達年度末日までにある子（障害者ではない場合）がいることが要件である。
- ❑ 遺族厚生年金の年金額は、原則として、老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額の（⑫）に相当する金額である。
- ❑ 厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない30歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合の受給期間は最長（⑬）年間である。
- ❑ 中高齢寡婦加算は、一定の要件のもと、妻が（⑭）歳以上65歳未満の間に支給される。
- ❑ 離婚時の厚生年金保険の合意分割制度とは、離婚した夫婦間の合意があった場合等に、婚姻期間中の夫婦の厚生年金保険の（⑮）を分割することができる制度である。

<解答>

- ①60 ②10 ③32 ④50 ⑤0.4 ⑥5 ⑦75 ⑧20 ⑨48 ⑩70 ⑪18 ⑫4分の3
⑬5 ⑭40 ⑮保険料納付記録（標準報酬）